

高知県広域火葬計画 (第一版)

平成26年6月

高知県健康政策部食品・衛生課

I 高知県広域火葬計画

第1 総則

1-1	目的	1
1-2	定義	1
1-3	基本方針	1
1-4	県、市町村及び火葬場設置者の役割	1

第2 平常時における対応

2-1	火葬場及び連絡担当部局の把握	1
2-2	広域火葬実施体制の整備	2
2-3	遺体の保存対策	
(1)	遺体検案所、安置所の確保	2
(2)	資機材等の確保	2
2-4	緊急通行車両の事前届出	3
2-5	情報伝達手順等の整備	3
2-6	広域火葬の訓練等	3

第3 災害発生時における対応

3-1	広域火葬実施体制	3
3-2	被災状況の把握及び報告	3
3-3	広域火葬の応援及び協力の要請	4
3-4	火葬場の割振り及び調整	4
3-5	火葬要員等の派遣要請及び受入れ	5
3-6	遺体の搬送手段の確保	5
3-7	相談窓口の設置	5
3-8	災害以外の事由による遺体の火葬	5
3-9	火葬による特例的取扱い	5
3-10	火葬状況の報告	6
3-11	引き取り者のいない焼骨の保管	6
3-12	広域火葬の終了	6
3-13	広域火葬等の応援	6
3-14	大規模な疾病の流行等への準拠	6

II 高知県広域火葬事務処理要領

第 1 条	目的	7
第 2 条	基礎資料の整備	7
第 3 条	通知・報告先及び方法	7
第 4 条	火葬場被害状況報告	7
第 5 条	広域火葬応援の要請	8
第 6 条	広域火葬の協力依頼	8
第 7 条	広域火葬の受入回答	8
第 8 条	応援火葬場の割振り、報告	8
第 9 条	広域火葬応援依頼の終了	9
第 10 条	広域火葬応援実績の報告	9
第 11 条	近隣県等からの広域火葬応援に係る対応	9
第 12 条	その他	9
様式第 1 号	火葬場被害（復旧見込）状況報告（第 報）	10
様式第 2 号	広域火葬応援要請（第 報）	11
様式第 3 号	広域火葬協力依頼（第 報）	12
様式第 4 号	広域火葬受入報告	13
様式第 5 号	応援火葬場割振（計画）表	14
様式第 6 号	応援火葬場割振通知（要請市町村用）	15
様式第 7 号	応援火葬場割振通知（受入火葬場用）	16
様式第 8 号	広域火葬実施日報	17
様式第 9 号	広域火葬依頼実績報告	18
様式第 10 号	広域火葬実績報告	19

高知県広域火葬計画

第1 総則

1-1 目的

この計画は、「高知県地域防災計画」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

1-2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

1-3 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、交通規制等により、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬入することが不可能となることが想定される。

このため、県、市町村及び火葬場設置者は、迅速かつ円滑な火葬を行うため、火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うとともに、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、災害による遺体のほか、病死等による遺体を含めてこの計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

1-4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、市町村内の情報収集と整理を行い、広域火葬を円滑に実施するための措置を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時における対応

2-1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報を提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、その他必要な事項

- (2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先、その他必要な事項

2-2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害時における遺体の取扱い、火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害時における火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

2-3 遺体の保存対策

(1) 遺体検案所、安置所の確保

市町村は検案所及び安置所（以下「安置所等」という。）の設置に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い条件整備に努め、原則として下記の条件を満たす施設を安置所等として確保し、管理全般に関する事項を定め、努めて場所を事前に指定・公表する。なお、遺体の取り扱いについては、死者に対する礼を失することなく遺体を適切に取扱うとともに遺族の感情にも十分配慮して行動するものとする。また警察本部は、検案に際し法医学会、高知県医師会及び高知県歯科医師会と連携し、迅速に検案できるよう体制を整える。

- ① 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所であること
- ② 家族を捜索する住民の負担、安置所等の管理を担当する市町村職員等の体制を考慮し、できるだけ多くの遺体が1箇所で検案及び安置できること
また、墓地、埋葬等に関する法律により身元不明の遺体等については、死亡地の市町村長が火葬等を行うことになっており、旅行者や津波等により他の自治体から流された遺体を安置する場合もあるので、市町村内における想定以上の遺体数を安置することを考慮すること
- ③ 検案所は、海水に浸かった遺体等を洗浄する必要があることも考慮し、水道水等が確保でき、コンクリート打ちされた場所で、かつ屋根があること
排水については、油水分離槽を設けることが望ましい
- ④ 道路が寸断される可能性の低いところであること
- ⑤ 安置所についても屋内施設であることが望ましいが、状況によりテント等を使用するときは4面張りとする

(2) 資機材等の確保

- ① 市町村は、次の事項について必要な措置を講じておくものとする。
- ア 遺体保存のための棺、ドライアイス等資機材及び作業要員の確保
- イ 安置所等の設置のための机、投光器、発電機、燃料、ブルーシート、担架（できればコロ付き）、遺体収納袋等資機材の確保

ウ 災害時における火葬場までの搬送経路の確保

- ② 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、自家発電設備その他の資機材及び火葬要員の確保について必要な措置を講じておくものとする。
- ③ 県は、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定を関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

2-4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、災害時等に遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両について、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として県公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

2-5 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という）間の円滑な広域火葬を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

2-6 広域火葬の訓練等

- (1) 県は、市町村等関係者に対する広域火葬計画、要領の周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市町村は、高知県広域火葬計画関係資料にある遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインを参考として市町村独自のものを作成し、職員に対して広域火葬計画、要領、遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインの研修を行い、いつでも対応できるよう努めるものとする。
- (3) 県は、市町村、火葬場設置者と連携して広域火葬訓練及び研修を随時行うものとする。

第3 災害発生時における対応

3-1 広域火葬実施体制

県は、大規模な災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康政策部食品・衛生課に遺体対応班（以下「遺体対応班」という。）を設置し、情報の収集、災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、円滑な広域火葬を推進するものとする。

3-2 被災状況の把握及び報告

- (1) 被災市町村は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、遺体対応班に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出勤の可能性、火葬能力等の把握を行い、遺体対応班に報告するものとする。

- (3) 県は、前記(1)及び(2)の報告により被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3-3 広域火葬の応援及び協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、遺体対応班に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援要請を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場設置者及び協定団体に、市町村は、住民及び協定以外の管内葬祭業者に速やかにその旨を周知するものとする。
- また、県は、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民にその旨を広報するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (6) 県及び火葬場設置者は、厚生労働省からその他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-4 火葬場の割振り及び調整

- (1) 県は、火葬場の割振りについて次の事項を実施するものとする。
- ① 火葬場設置者、近隣県及びその他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況の整理
 - ② 被災市町村ごとの火葬場の割振り及び当該割振りの被災市町村への通知
 - ③ 応援を承諾した火葬場設置者、近隣県及びその他の都道府県に対する火葬依頼の通知
- (2) 被災市町村は、県から火葬場の割振り通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
- ① 県からの通知及び市町村内の火葬場の状況に基づき、遺体安置所に安置している遺体及び遺族が保管している遺体についての火葬場の割振り
 - ② 非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることなどを遺族に対して説明し、割り振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて、当該市町村が遺族に対して同意書による同意を得る。

3-5 火葬要員等の派遣要請及び受入れ

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場

合は、県に対し火葬要員及び補助員（以下「火葬要員等」という）の派遣の手配を要請するものとする。

- (2) 県は、被災した火葬場設置者からの要請に基づき、他の市町村又は近隣県に対し、火葬要員等の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の市町村及び近隣県だけでは火葬要員等の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省に対しその旨を報告し、その他の都道府県の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県内で災害等が発生したときは、火葬要員等の応援依頼を踏まえ、速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、厚生労働省からその他の都道府県への火葬要員等の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-6 遺体の搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両については、緊急通行車両を用いるものとする。
- (2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、葬祭業者等の協力を県に要請するものとする。
- (3) 県は、協定団体だけでは対応できないと判断した場合は、自衛隊に対し搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。

3-7 相談窓口の設置

- (1) 被災市町村は、住民からの様々な相談に対応するために設置された相談窓口において、広域火葬に関する情報の提供及び火葬の受付を行うとともに、必要に応じて安置所等に広域火葬専用の相談窓口を設置するものとする。
- (2) 相談時に広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受け渡し方法等について、遺族等の感情に十分配慮した上で説明するものとする。

3-8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

3-9 火葬許可に係る特例的取扱い

被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町村又は火葬場設置者は、戸籍確認の事後の実施等、平成23年3月14日付け健衛発0314第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けた墓地、埋葬等

に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」を参考に実態に応じた事務処理を行うものとする。

3-10 火葬状況の報告

- (1) 火葬場設置者は、他の被災市町村から受け入れた広域火葬実績を災害による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

3-11 引取者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引取者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間、遺骨保管所を設け保管するものとする。

3-12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、遺体対応班にその旨を連絡するものとする。
- (2) 遺体対応班は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び関係都道府県並びに厚生労働省に連絡するものとする。

3-13 広域火葬等の応援

県、市町村及び火葬場設置者は、県内又は他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、広域火葬について自らの判断又は被災市町村・都道府県・厚生労働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。

3-14 大規模な疾病の流行等への準拠

この計画は、南海トラフ地震等の大規模な災害に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行等の場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

附則

この計画は、平成26年6月6日から施行する。

高知県広域火葬事務処理要領

(目的)

第1条

この要領は、高知県広域火葬計画に基づき、健康政策部食品・衛生課（以下「県」という。）、市町村、火葬場設置者及び他都道府県の広域火葬連絡調整担当課との間の広域火葬に関する速やかな情報の伝達に必要な事項を定め、広域火葬を円滑に実施することを目的とする。

(基礎資料の整備)

第2条

県は、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村、火葬場設置者及び福祉保健所に周知する。

- (1) 市町村等連絡調整担当課一覧
- (2) 県内火葬場一覧
- (3) 県外応援可能火葬場一覧
- (4) その他必要な資料

2 県、市町村及び火葬場設置者は、大規模災害時において資機材の調達、運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備し、活用する。

(通知・報告先及び方法)

第3条

県が行う通知等は、市町村、火葬場設置者及び福祉保健所へ行うものとする。

2 市町村及び火葬場設置者が行う本要領の規定に基づく報告等は、県へ行うものとする。

(火葬場被害状況報告)

第4条

高知県広域火葬計画第3-2の規定による火葬場設置者の報告は、火葬場被害（復旧見込）状況報告（様式1）により県へ報告する。

(広域火葬応援の要請)

第5条

高知県広域火葬計画第3-3の規定による広域火葬応援を要請する場合は、死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに県に通報し、おって広域火葬応援要請（様式2）により要請する。

- 2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じた場合は、その都度行うものとする。

（広域火葬の協力依頼）

第6条

県は、前条第1項に基づき被災市町村から広域火葬応援要請を受けたときは、速やかに火葬場設置者及び必要に応じ中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という）へ広域火葬協力依頼書（様式3）を送付する。

- 2 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に近隣県以外の都道府県（以下「その他の都道府県」という。）への応援要請を依頼する。

- 3 前2項の広域火葬協力依頼等は、前条に対応してその都度行う。

（広域火葬の受入回答）

第7条

前条第1項に基づく広域火葬協力依頼を受けた火葬場設置者は、直ちに火葬受入計画を検討し、速やかに県へ広域火葬受入報告（様式4）を送付する。

（応援火葬場の割り振り、報告）

第8条

県は、前条に規定する広域火葬受入報告の到着後、応援火葬場割振（計画）表（様式5）を作成する。

- 2 県は割振（計画）表により、速やかに被災市町村及びその管轄福祉保健所へ応援火葬場割振通知（要請市町村用）（様式6）を、また、広域火葬応援を行う火葬場設置者へ応援火葬場割振通知（受入火葬場用）（様式7）を送付通知するものとする。
- 3 高知県広域火葬計画第3-10による報告は、広域火葬実施日報（様式8）により速やかに行う。

(広域火葬応援依頼の終了)

第9条

被災市町村の担当部局は、広域火葬の必要がなくなる前日までに県へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告(様式9)を送付する。

(広域火葬応援実績の報告)

第10条

県は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている火葬場設置者へその旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた火葬場設置者は、速やかに県へ火葬等依頼被災市町村ごとの広域火葬実績報告(様式10)を提出するものとする。

(他の都道府県等からの広域火葬依頼に係る対応)

第11条

近隣県及びその他の都道府県から広域火葬応援の要請があった場合、県、火葬場設置者は、速やかに応援協力の体制を整える。

(その他)

第12条この要領の実施に関しその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年6月6日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

火葬場設置者()

火葬場被害(復旧見込)状況報告(第 報)

年月日 時 分に発生した()による火葬場の被害(復旧見込)状況は、次のとおりです。

点 検 日 時	年 月 日 時 分
被 害 状 況 (復 旧 見 込)	火 葬 炉 本 体 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	火 葬 炉 付 帯 設 備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	建 屋 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	進 入 路 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	そ の 他 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
火 葬 炉 の 使 用	<input type="checkbox"/> 支障なし
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)
	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中
復 旧 見 込	一 部 稼 働 年 月 日
	全 部 稼 働 年 月 日
そ の 他	電話・職員の確保等 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()
	損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	復旧時の応援の必要性
連 絡 担 当 者	担 当 部 局 課 名
	職 名 ・ 氏 名
	電 話
	F A X
	e - m a i l

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

()市町村長

広域火葬応援要請(第 報)

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る広域応援を要請します。

		月	日	時現在	
死 亡 者 数 ※災害以外の死亡 を含む		(前報比増減数 人)	人	死亡者数 内 訳	
				大人:	人
				小人:	人
				胎児:	人
				不明:	人
行方不明者数		人(前報比増減数 人)			
火 葬 等 応 援 要 請 事 項	遺体数* <small>※災害以外の死亡を含む。</small>	(前報比増減数 体)	体	遺 体 数 内 訳	
				大人:	体
				小人:	体
				その他:	体
その他		(棺の確保等)			
連絡調整担当者		担当部局課名			
		職 名・氏 名			
		電 話			
		F A X			
		e-mail			

(注)小人は、12歳未満の子供とする。

*遺体: 検案終了した火葬できる状態

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

火葬場設置者 様
 県 課長 様

高知県健康政策部食品・衛生課長

広域火葬協力依頼(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()により、次の市町村において多数の死亡者が発生し、当該()市町村)から火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について報告をお願いします。

災 害 発 生 市 町 村 名		(※第2報以降、要応援要請市町村は△印、新規応援要請市町村は○印を付ける)		
火 葬 等 応 援 要 請 事 項	遺体数* <small>※災害以外の死亡を含む。</small>	【 月 日 時現在】	体 遺 体 数 内 訳	大人: 体
				小人: 体
	その他	(骨つぼの確保等)		その他: 体
連 絡 調 整 担 当 者		担 当 部 局 課 名	高知県健康政策部食品・衛生課 生活衛生担当	
		職 名 ・ 氏 名		
		電 話	088-823-9671	
		F A X	088-823-9264	
		e - mail	131901@ken.pref.kochi.lg.jp	

(注) 小人は、12歳未満の子供とする。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

火葬場設置者()

広 域 火 葬 受 入 報 告

年 月 日付で依頼のありました火葬応援について、次のとおり報告します。

火葬応援	受 入 ・ 否 (今後の受入の可能性:)		
火葬場名		所在地	
受入可能遺体数等	月 日()	時~ 時	大人 体 小人 体
	月 日()	時~ 時	大人 体 小人 体
	月 日()	時~ 時	大人 体 小人 体
	月 日()	時~ 時	大人 体 小人 体
	月 日()	時~ 時	大人 体 小人 体
その他	上記も月日以降の火葬受入	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	火葬場内における棺運搬	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	被災市町村火葬場への要員派遣	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
	その他(骨つぼの確保等)		
連絡担当者	担当部局課名		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	F A X		
	e-mail		

(注)小人は、12歳未満の子供とする。

応援火葬場割振(計画)表

年 月 日現在 No.

遺体搬入被災市町村名	担当部局課・担当者及びTEL、FAX	広域火葬場名及び所在地	担当部局課・担当者及びTEL、FAX	受入可能日時及び遺体数(午前・午後の対応の場合は2段書き)	左記月日以降の受入	火葬場内での棺運搬等要員	被災地火葬場要員派遣	その他内容
1	TEL FAX		TEL FAX	月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
2	TEL FAX		TEL FAX	月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
3	TEL FAX		TEL FAX	月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
4	TEL FAX		TEL FAX	月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	
5	TEL FAX		TEL FAX	月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体 月 日 時～ 時 大人 体・小人 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	

災 害 緊 急

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

市町村長 様

高知県健康政策部食品・衛生課長

広域火葬場割振通知(要請市町村用)

年 月 日付けで依頼のあった広域火葬応援要請(第 報)については、貴市町村の火葬を別添の火葬場に割り振りましたので、通知します。
なお、詳細については、当該火葬場と直接協議・調整を行い、円滑な火葬計画の推進を図ってください。

○添付書類:応援火葬場割振(計画)表 枚(No. ~No.)
【 年 月 日 現在】

連絡担当者	担当部局課名	高知県 健康政策部 食品・衛生課 生活衛生担当
	職名・氏名	
	電 話	088-823-9671
	F A X	088-823-9264
	e - m a i l	131901@ken.pref.kochi.lg.jp

災害緊急

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

火葬場設置者 様
県 課長 様

高知県健康政策部食品・衛生課長

広域火葬場割振通知(受入火葬場用)

年 月 日付けの広域火葬場受入報告に基づいて、別添のとおり応援火葬場を割り振りましたので、通知します。

なお、詳細については、別途被災市町村が、各火葬場に直接協議・調整の連絡を行いますので、円滑な火葬計画の推進に御協力を御願います。

○添付書類: 応援火葬場割振(計画)表 枚(No. ~No.)

【 年 月 日 現在】

連絡担当者	担当部局課名	高知県 健康政策部 食品・衛生課 生活衛生担当
	職名・氏名	
	電 話	088-823-9671
	F A X	088-823-9264
	e-mail	131901@ken.pref.kochi.lg.jp

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

火葬場設置者()

広 域 火 葬 実 施 日 報

年 月 日に行った被災市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況は、次のとおりです。

火葬場名						
所在地						
火葬場等依頼被災市町村名						
火葬実績	総計	(累計:)	体 体	内 訳	大人: 体(累計: 体)	
					小人: 体(累計: 体)	
					その他: 体(累計: 体)	
	死亡原因内訳	災害	(累計:)	体 体	内 訳	大人: 体(累計: 体)
						小人: 体(累計: 体)
						その他: 体(累計: 体)
	内訳	災害以外	(累計:)	体 体	内 訳	大人: 体(累計: 体)
						小人: 体(累計: 体)
						その他: 体(累計: 体)
その他応援事項(連絡事項を含む)						
(参考)* 各市町村分 火葬実績	災害によるもの	(累計:)	体 体	内 訳	大人: 体(累計: 体)	
					小人: 体(累計: 体)	
					その他: 体(累計: 体)	
	災害以外によるもの	(累計:)	体 体	内 訳	大人: 体(累計: 体)	
					小人: 体(累計: 体)	
					その他: 体(累計: 体)	
報告担当者	担当部局課名					
	職名・氏名					
	電 話					
	F A X					
	e-mail					

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告する。

小人は、12歳未満の子供とする。

*高知県以外の火葬場においては、参考欄は記入不要です。

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

()市町村長

広 域 火 葬 依 頼 実 績 報 告

当市町村からの応援火葬場への広域火葬依頼実績は、次のとおりです。

火葬場名								
所在地								
火葬依頼実績	月日・曜日	依頼者(体)	内訳					
			災害死亡(体)			災害以外の死亡(体)		
			大人	小人	その他	大人	小人	その他
		月 日()						
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	合 計							
その他								
報 告 担 当 者		担 当 部 局 課 名						
		職 名 ・ 氏 名						
		電 話						
		F A X						
		e-mail						

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告する。
 小人は、12歳未満の子供とする。

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

火葬場設置者()

広 域 火 葬 依 頼 実 績 報 告

被災市町村から搬入された遺体の広域火葬依頼実績(当管内の火葬場における広域火葬実績)は、次のとおりです。

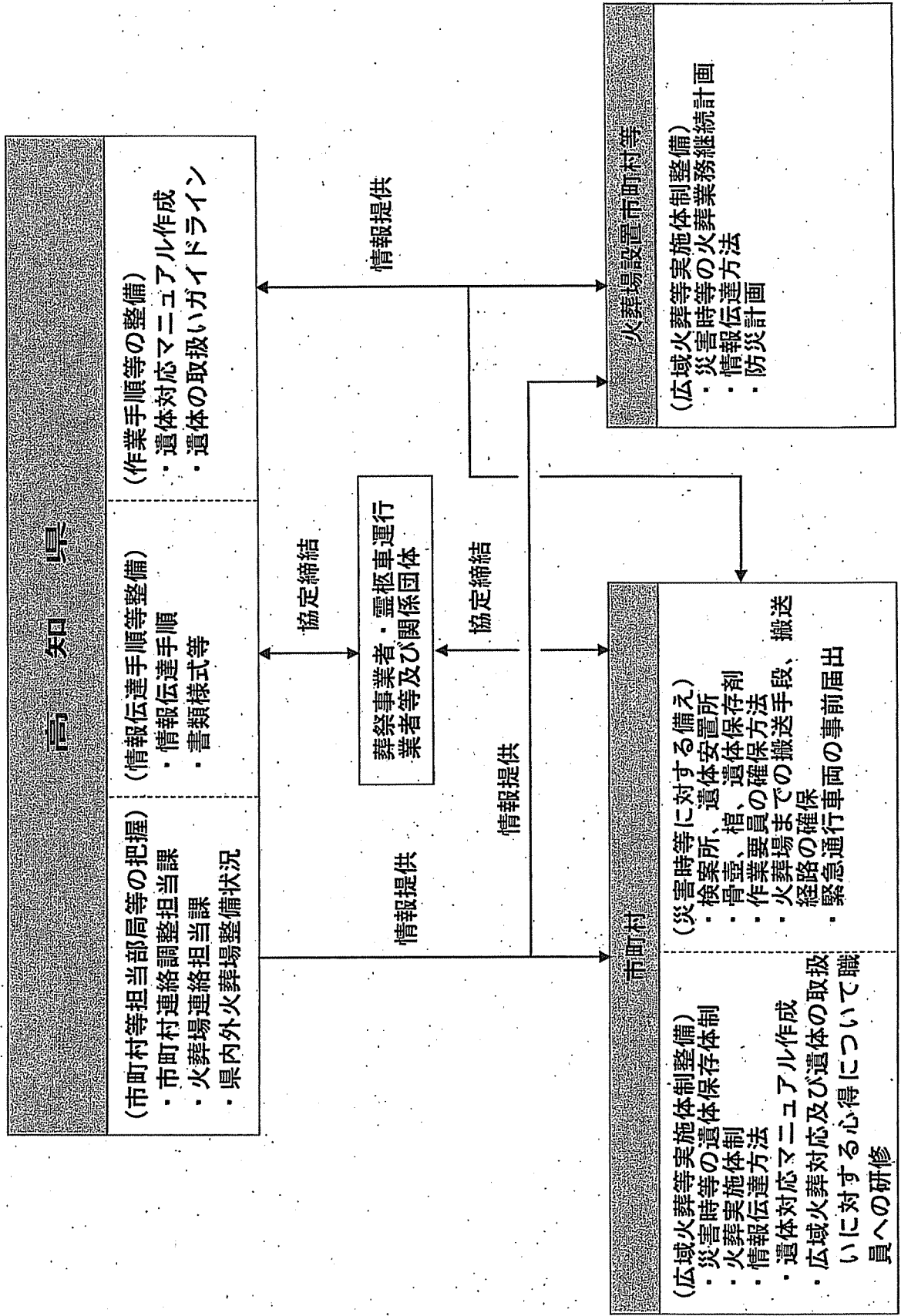
火葬場名								
所在地								
火葬等依頼被災市町村名								
火葬依頼実績	月日・曜日	依頼者(体)	内訳					
			災害死亡(体)			災害以外の死亡(体)		
			大人	小人	その他	大人	小人	その他
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
		月 日()						
	合 計							
その他	上記以外の被災市町村からの遺体搬入予定・見込み <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ・調整中(状況:)							
	被災火葬場への要員派遣数等			延	日・延		人	
報告担当者	担当部局課名							
	職名・氏名							
	電 話							
	F A X							
	e-mail							

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告する。
 小人は、12歳未満の子供とする。

高知県広域火葬計画関係資料

1.	広域火葬に係る平常時の対策（概略図）	1
2.	広域火葬に係る災害時等の対応（概略図）	2
3.	遺体対応マニュアル	3
4.	遺体の取扱いガイドライン	8
5.	『「平成23年東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた 墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の 特例措置について』厚生労働省通知	15
6.	高知県災害救助法施行細則抜粋	18
7.	災害救助法の適用図	20
8.	災害救助法適用の場合の費用負担に関する流れ	21

1. 広域火葬計画に係る平常時の対策



3. 遺体対応マニュアル

○遺体の安置・処置等

責任者：

副責任者：

○遺体の埋火葬

責任者：

副責任者：

I. 目的

当該マニュアルでは、地震、風水害等の災害により発生した遺体の検案、安置、処置を円滑かつ適切に行うために、実施主体・担当部局・災害前から後に至るフロー・留意事項等を具体的にまとめている。

II. 平常時の備え、整備事項（災害発生前）

○大規模災害における遺体安置所（公共施設、寺院等）の確保

【〇〇課】

○遺体の搬送体制の整備

【〇〇課】

○棺やドライアイス等の調達に係る県への連絡

【〇〇課】

○遺体の火葬対応先の確保に係る県への連絡

【〇〇課】

○安置所の運営

【〇〇課】

III. 遺体の検案・安置・処置等フロー（災害発生後）

1. 死者の発生数・被害状況の確認

↓
(1) 市町村災害本部は、災害状況・規模の確認を行い、また、警察・消防と連絡をとり情報収集及び情報提供する。

(2) 担当課は、市町村災害対策本部からの報告を受け、今後の対応に

↓
必要な物品を把握し、今後の調達について県に状況報告し、協力を依頼する。

2. 検案所・遺体安置所の設置

- (1) 担当課は、警察署とも協議しながら、あらかじめ検討していた候補地の中から検案所及び安置所を設置する。また、シート、毛布等の必要な物品を調達する。
- (2) 担当課は、検案所及び安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受け入れ可能な遺体数について県及び所轄の消防署・警察署に連絡する。
- (3) 担当課は、葬祭業者に安置等について協力依頼し、棺・ドライアイス等の調達に努め、不足分を県に調整依頼する。

3. 遺体の安置

- (1) 担当課は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時及び場所、氏名等について確認のうえ遺体台帳を作成する。
- (2) 担当課は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数について市町村災害対策本部に報告する。

4. 遺体の処置

検案所では、必要に応じて遺体について洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

- (1) 担当課は、警察官による見分及び医師による検案がすみやかに行われるように警察と連絡をとりあい、協力する。
- (2) 担当課は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。

5. 遺体の身元確認・引き渡し・検案所、安置所の撤収

- (1) 担当課は、警察等と協力しながら、身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。
- (2) 担当課は、誰にいつ引き渡したか遺体台帳に記載する。
- (3) 担当課は、一定期間を経過した後も氏名等が不明で引受人のないときは行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 担当課は、市町村の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。
- (5) 担当課は、検案が終了し、安置された遺体が全て引き渡されたら、検案所、安置所を撤収する。

IV. 遺体火葬フロー（災害発生後）

1. 死者の発生数・被害状況の確認

- (1) 担当課は、市町村災害対策本部より災害状況、規模を確認する。
- (2) 担当課は、市町村災害対策本部から死者数・行方不明者数に関する情報を収集する。

2. 火葬場の状況確認（自市町内に火葬場のある場合）

- (1) 担当課は、火葬場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。
- (2) 担当課は、火葬場職員の出勤状況を確認する。
- (3) 担当課は、火葬場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。
- (4) 担当課は、火葬業務に必要な物品（灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。

（自市町村内に火葬場のない場合）

担当課は、県に近隣の火葬場の運営状況を確認する。

3. 火葬方法の検討

- (1) 担当課は、死者数、被害状況、火葬場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。
- (2) 担当課は、県に被害状況を報告し、必要があれば県内外火葬場利用の協力を依頼する。
- (3) 県は、県内外の火葬場利用方法の調整を行う。

4. 火葬場利用の情報提供

担当課は、火葬計画に基づき、県内・外火葬場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を遺族に提供する。

5. 遺体の火葬

- (1) 担当課は、対象となる遺体数を統一様式により県へ FAX で報告する。
- (2) 県は、火葬計画に基づき、利用火葬場等につき統一様式により市町村担当課へ FAX で連絡する。
- (3) 担当課は、火葬許可書を発行し、指定された火葬場への遺体搬送の手配を行う。市町村の戸籍等による確認作業を実施することが困

難な場合等火葬許可証の発行に時間を要する場合は、火葬許可証に代わる証明書（特例許可証）を発行する。

証明書を発行する場合、市町村は死体検案書の内容を確認しその写しを保存し、後日火葬許可を取得する旨の誓約書をとること。

- (4) 担当課は、遺体搬送手段の確保が困難な場合は、連絡調整を行う。
(必要に応じ、関係機関、ボランティアへ協力を要請する。)
- (5) 火葬場は、火葬後に火葬証明書を発行する。
- (6) 担当課は、県外火葬場を利用する場合、県、当該火葬場等と協議し実施する。
- (7) 担当課は火葬台帳を作成する。

6. 引取者がいない遺骨・遺留品の一時保管

- (1) 担当課は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。
- (2) 担当課は、一定期間経過後、遺骨を引取者が現れるまで公営納骨堂等で保管する。

V. 遺体埋葬フロー（災害発生後、遺体の火葬が困難な場合）

1. 埋葬の候補地から埋葬地を選定

埋葬地の下記の要件を考慮したうえで選定する。

- ①高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。
- ②公共の福祉の見地や墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること
- ③墓地の広さについては、一体毎に埋葬できる十分な広さ（1.5～2.0mは掘ることが可能であること）を有する土地であること。
- ④仮埋葬地でない場合は、市町村等で永代にわたり墓地として管理できる場所であること。

2. 埋葬地に対して墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可を取得法の許可権限を有している市以外は、保健所で許可を受けること。

3. 墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬の手続き

○遺体の身元が判明した場合

- (1) 市町村は、死体検案書の内容を確認しその写しを保存する。
- (2) 市町村は、後日埋葬許可を取得する旨の誓約書を取り、埋葬を行

った旨の証明書を交付するとともに台帳を整備する。

○遺体の身元が不明の場合

- (1) 市町村が死体検案書の内容を確認した後、土葬を行う。
- (2) 市町村は、死体検案書の原本を保存し、台帳を整備する。

なお、遺族が後日判明した場合は、遺族に対し、死亡届及び埋葬許可申請を求め、埋葬許可証を発行する。

4. 「遺体の取扱いガイドライン」

1 目的

遺体への対応は重要な災害救助業務である。遺体対応は心理的な負担を伴うこともあり、こうしたなか遺族感情等にも配慮しながら的確な対応を行うことが求められる。そのため、遺体への対応について必要な事項をまとめることにより、的確な遺体対応にすることを目的とする。

2 遺体の取扱い

(1) 遺体に対する礼と適切な取扱い

混乱した現場においては、ともすれば事務的な取扱いとなり、遺族感情への配慮が欠けた対応になりがちなため、心理的負担があるなかでも遺体に対する礼節を失わず、冷静・沈着かつ的確な対応を期して行動する。

(2) 遺体の取扱い

ア 遺体の発見、通報

(ア) 所轄警察署又は直近の警察官は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに対応する。

(イ) 市町村長は、検視・検案を経ずに埋・火葬することを防ぐため、死亡者を取扱った者に対し、必ず警察に通報し、検視・検案を受けさせることを徹底する措置を講ずるものとする。

イ 遺体の検視・検案

(ア) 自然災害によって生じた遺体の検視は警察が行う。

(イ) 検案は、法医学者、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が警察の協力を得て行う。

ウ 遺体の収容

(ア) 市町村長は、所轄警察署と協議し、候補施設のうち、遺体の収容、検案、安置及び遺族等への引渡し等の実施のための施設（以下「安置所等」という。）を選定のうえ指定する。

(イ) 警察等は、捜索により収容された遺体を安置所等に搬入する。

(ウ) 市町村長は、検案の終了した遺体について、遺体台帳等を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

エ 身元確認

(ア) 遺体の身元確認のために、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴、歯科医師による口腔内所見等を記録し、遺留品等を保管する。

(イ) 警察は、身元不明者の身元確認のため、高知県警察協力歯科医等への協力要請を行う。

オ 遺体の引渡し

(ア) 警察は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡す。

この際、市町村長は警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

当該遺体について身元の確認ができない場合は、市町村長に引き渡す。

(イ) 市町村長は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

又、市町村長は身元不明の遺体の遺留品等についても、安置所等で情報を公開し早期に遺族に引き渡せるように努める。

(ウ) 市町村長は、遺族等の引取者がいない場合は、火葬し、焼骨を仮収蔵する。

(3) 資機材の調達等

市町村長は、警察、県、他市町村等と協議し必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情等を考慮して、可能な限り焼香台等についても配慮する。

(4) 広報

市町村長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、慎重に統一的行なうものとする。

3. 適正な対応

災害時の遺体対応等について、市町村の行政担当者等が留意すべき注意事項等を次のとおりとりまとめる。

(1) 遺体への配慮（基本的事項）

ア 「死体」と「遺体」とは客観的に異なるのではなく、それに臨む態度、心情が異なり、すでに「いのち」は失ってはいても、そこに確かに生きた「いのち」があったことへの尊敬があるのが遺体である。

イ 遺体を扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊敬の対象である遺体として常に礼が失われることのないよう細心の注意を払うとともに、遺族等に冷たい印象を与えないように配慮すること。

(2) 遺体への対応

ア 遺体の措置にあたっては、環境汚染及び衛生に細心の注意を払い、可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。

イ 遺体から体液や血液が漏出しているにもかかわらず、素手で遺体を扱うこと

が遺体を大切に扱うことだという誤った考え方をしないこと。

また、遺体は感染症を保持している可能性（B型肝炎等の感染）もあるものとして、衛生的な保管に心がけ、次の点に留意する必要がある。

- (ア) 使い捨てのマスクと使い捨てのゴム手袋を着用すること。
- (イ) 手指に傷のある場合には手袋を二重にすること。
- (ウ) 扱い後はうがいをし、流水で手をよく洗い、消毒用アルコール等で消毒すること。
- (エ) 遺体を移送する際には、使い捨てシートを使用し、胸を圧迫しないように優しく包んで運ぶように注意すること。
- (オ) 法定伝染病等伝染性疾患の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。

【注意事項】

- ① 死後2～3時間経過すると死後硬直が始まるが、硬直した遺体の処置は難しい場合もある。
- ② 下顎が下がっている場合は、頭頂部～下顎を包帯で固定する。眼瞼が閉じない場合は、眼瞼と眼球の間に柔らかい紙小片を入れて閉じる。
- ③ 検視がすむまでは、死亡時の状態を維持しておくこと。

(3) 遺族への配慮（基本的事項）

遺族にとって、特に火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとは言えない状態にある。

災害時における遺族の心の中は相当な混乱を来していると推察されるため、遺族の気持ちを配慮して言動等については細心の注意をもって対応すること。また、感情的なトラブルをおこさないよう注意すること。

〈参考〉

遺族の心情は、火葬を境に大きく変化するとされている。火葬の日取りが決まらなると遺体の変貌に対する恐怖心、不安な気持ちが強くなり、いざ火葬が行われようとするとう失うという恐怖感、淋しさによって支配される。そして火葬が終わると、恐怖心はなくなるが、もう会うことができないという諦めに心が支配されるが、悲しみが深く心の底に沈殿している状態に近く、悲しみが無くなったわけではない。

(4) 遺族への対応

ア 遺族は悲嘆の状況下にあるが、悲嘆反応が著しく長引く、又は遅れて起こる、

変形した悲嘆反応を示すなど、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。

イ 安置所等で従事する関係者にあつては、すべてにおいて公平な扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(5) その他基本的事項

ア 棺、ドライアイス等の確保は迅速に行うとともに、関係機関等との情報交換を十分に行之、発注が重複しないよう注意すること。とくに自治体窓口の一本化は必須である。

イ 被害状況によっては個々の安置所等へ直接配送することが難しい場合も想定して、運搬計画を定めること。

ウ 火葬にあたっては、実施火葬場、遺族及び葬祭業者との連絡調整を円滑に行い、速やかな火葬が行えるよう配慮すること。

エ ボランティアとして地元自治会等に依頼する場合もあると思われるので、ボランティア活動時における不慮の事故等に対する補償（ボランティア保険等）について事前に検討しておく必要がある。

(6) 遺体の安置所等の開設における注意事項

ア 開設場所の選定等

(7) 遺体の安置所等の開設場所は、事前に防災計画等において予定地を選定しておく必要がある。

(8) やむを得ず事前に定められた以外の場所に安置所等を開設する場合であっても、避難住民の感情及び避難生活への影響を配慮し、避難所内に開設することは避けること。

(9) 遺体の安置所等は遺族関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電話、便所等の設備も不可欠である。

(10) 遺体（棺）を収容・安置するにあたっては、遺族の通路等として適当な間隔を確保する必要がある、さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースが別に確保できることが望ましい。

(11) 遺体の安置所等には、遺体収容・検案・安置スペースと併せて棺の組み立てやドライアイス等の用品ストックのためのスペースも必要である。なお、棺組立て室は遺族の感情を配慮し、遺体収容・検案・安置スペースと区分することが望ましい。

(12) 遺体の安置所等の設営、棺組立て等にあたっては、葬祭業関係者等の協力が不可欠と思われる。

イ 必要物品・用具

(ア) 必要物品・用具としては、次のものが必要と思われる。

- ・納体袋 ・木棺（厚さ6～8分が一般的） ・白地の布 ・番号用木札
- ・ドライアイス ・金づち、釘 ・厚いビニールシート ・情報伝達用の筆記用具 ・カメラ（フィルム） ・照明用発電機 ・投光機 ・バケツ
- ・担架 ・搬出用ロープ ・毛布 ・脚立 ・棺用ふとん（まくら付）、着物等

※ ローソク、線香については火災の心配があるため、原則として使用しないことが望ましい。

※ 位牌（三段）、数珠、三具足、経机等については、無宗教的対応を原則とすることから基本的には不要と思われる。

〈参考〉

棺の種類は大きく分けて、①天然木棺、②フラッシュ棺、③布張棺の三種類があり、また、サイズとしては「成人用」と「子供用」とに大きく分かれ、さらに成人用はいくつかのサイズに分かれるが、メーカーによって必ずしも統一されていない。

ウ その他

(イ) 遺体の安置所等における遺体の扱い等は無宗教的な対応を原則とすることが望ましい。

(ロ) 遺体の安置所等の所在地、名称、収容能力や収容した遺体に関する情報等について、広報、掲示板等を活用して関係者、住民等に周知徹底すること。

(ハ) 所持品等は遺体の氏名等を記載したビニール袋に入れ、当該遺体の周囲（棺の上）に保管すること。

(ニ) 棺に副葬品を入れる場合は、火葬の際に爆発するおそれのあるもの（ガスライター等）、燃えないもの（メガネ等）、遺骨を傷つけるおそれのあるもの（ゴルフボール等）、遺骨を着色するおそれのあるもの（果物等）は、避けること。

(7) 遺体安置における注意事項

ア 遺体の保管

(イ) 検視・検案の終了した遺体は納棺（納体袋に納めた後、納棺することが望ましい。）し、安置スペースに保管する。

(ロ) 遺体の保管にあたっては木札等を用いて、遺体の身元が識別（番号等）できるようにすること。

(ハ) ドライアイスは、遺体の腐敗の進行を遅延させるために必要不可欠である

が、ドライアイスは新聞紙、タオルなどに包み、手で直接扱うと皮膚が傷つくため軍手等を使用して扱うこと。

- (I) 遺体は胃や腸の腐敗が早く、腐敗ガスを発生させるため、胸から腹部まで（喉元から下腹部）がポイントである。なお、ドライアイスはほとんど直下にしか効果がないことに留意すること。

（基本的な納棺処置方法）

- ①遺体の損傷にもよるが、納体袋のまま棺に入れる
 - ②顔の両側、胸、腹部の上に新聞紙または綿花などで包んだドライアイスを置く
 - ③上から掛け布団、毛布などでドライアイスを覆う
 - ④棺のふたを閉める
- (a) ドライアイスは遺族にとって気持ちのいいものではないため、直接目に触れぬようタオルやシートで見えなくすることが望ましい。
 - (b) 棺に収められた1遺体当たりのドライアイス必要量は、一般的には10kg/日であるが、最初に20kgを使用して凍らせると効果的である。夏場の使用量は30kg/日が大まかな目安であるが、遺体の状態、天候等を考慮して加減する必要がある。
 - (c) ドライアイスを大量に使用する必要がある場合は、換気に十分配慮すること。
 - (d) 遺体の洗浄、縫合、消毒等は識別、確認のために不可欠であるが、その場合、周辺環境等への微生物汚染等に注意し、必要に応じて消毒等を行うこと。
 - (e) 遺体の洗浄等の作業は、遺族の感情等を配慮し、遺族の目にふれないことが望ましい。

イ 遺体の識別

- (a) 遺体の所持品等（遺体の損傷が激しい場合にあっては着衣等）は、遺体からはずしてビニール袋に詰め、当該遺体の棺の上に乗せ、身元判明のための識別資料とすることが望ましい。
- (b) 身元の判明しない遺体については、後日、住民（遺族）からの照会に対する処り所の1つとして、遺体の写真も重要な手掛かりである。
- (c) 棺の上に置く番号札及び遺体の所持品等のビニール袋の番号は、納棺されている遺体の番号と一致すること。

ウ その他

- (a) 遺族等に対して、火葬等に係る事務手続き方法を周知徹底するため、火葬等相談窓口を設置すること。
- (b) 火葬希望者に対する火葬場の受付、火葬日時決定等に係る指示については混乱を避けるため、文書で行うことが望ましい。

また、埋火葬許可証、死体検案書等の必要書類を紛失しないよう注意を促

すこと。

- (ウ) 遺体がどのような感染症にかかっていたのか不明であるので、遺体の洗浄等に使用した布等については、環境汚染等が生じないように他の廃棄物と区別して収集し、焼却等適切な処分を行うこと。

(8) 棺（遺体）の搬送における注意事項

- ア 棺（遺体）の搬送にあたっては、遺族の心情等を考慮すると霊柩車等の専用車を用いることが望ましいが、やむを得ない場合は、遺体搬送用の車両を準備する。
- イ 棺の運搬等において、霊柩車等への棺の上げ下ろし等に少なくとも数名の人員確保（搬送担当者とは別に）が必要であることに留意すること。
- ウ 長距離の棺（遺体）搬送にあたっては、ドライアイス等の補充に留意すること。
- エ 火葬を行うための棺（遺体）の搬送は、搬送先の火葬場の予約時間前に到着できるだけの余裕をもって出発すること。
- オ 遺族の心情を考えるとやむを得ないケースもあるが、火葬の順番を多くの遺族が待っていることを考慮し、棺（遺体）搬送における同行者は必要最小限とする必要がある。

(9) 火葬場搬入における注意事項

- ア 火葬場への棺（遺体）搬入計画の策定にあたっては、応援受入火葬場、遺族、葬祭関係業者等と日時等について十分な連絡調整、連携を図ること。
- イ 火葬場における同行遺族等の簡易宿泊場所、待機所（休憩所）、遺骨の引渡し場所等の有無、骨つぼの確保、遺族による最後の立ち会いや拾骨の制限等について、応援受入火葬場と十分な連絡調整を行い、対応の可否、状況把握等に努めること。
- ウ また、火葬前又は拾骨後に読経等を依頼する遺族も多いことから、火葬場における読経所等の設置の可否についても、必要に応じて応援受入火葬場と調整を図ること。
- エ 遺族等に火葬許可書等の必要書類の持参を忘れないよう注意を喚起すること。
- オ 遺族への確認によりペースメーカー装着が確認できた場合は、火葬担当職員の負傷防止のため、遺族に対して火葬場で装着していることを話すよう説明すること。
- カ 火葬場における所要時間としては、1棺（遺体）当たり1時間30分から2時間が見込まれる。

5. 厚生労働省通知

※原本の写しの印刷状態が悪くなったため、こちらで打ち直したものを添付しております。

健衛発0314第1号

平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について

この度の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、死体を埋火葬するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死亡届等を受理した市町村長の発行する埋火葬許可証を受ける必要がありますが、今回の地震災害による死亡者が極めて多数であること、交通事情も混乱していること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等の事情から、埋火葬許可証の発行を待っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあります。このことについては、既に平成23年3月12日健衛発0312第1号（別紙参照）により、都道府県に対し必要に応じ当課に相談いただくようお願いしていましたが、関係の都道府県から墓地埋葬法の特別措置についての検討要請があったことを受けて、また、今回の地震被害の発生に伴う事態の重大性と緊急性に鑑み、阪神・淡路大震災の際における対応を参考に、埋火葬許可証の発行に関して、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

1. 市町村が埋葬許可証に代わる証明書を発行する方式について
 - (1) 今回の地震災害に伴う緊急事態により、通常の手続に従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、申請を受けた市町村は、速やかに埋火葬許可証に代わる証明書（以下「特例許可証」という。）を発行すること。

(例) 埋火葬許可証の迅速な発行が困難となる場合
死亡届を受理したものの、受理した市町村の担当部局が混乱しているため、埋火葬許可証の発行に必要な戸籍等による確認作業を実施することが困難な場合
死亡者に係る死亡届を市町村長が受理した後に、遺族が遺体を他の市町村に搬送し、そこで埋火葬許可証を申請した場合
 - (2) 市町村は、特例許可証を発行するに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。また、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。
 - (3) 墓地及び火葬場においては、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施し、特例許可証に埋火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを埋火葬を求めた者に返還すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、特例許可証を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。
2. 1による市町村の対応が困難な場合における墓地及び火葬場における対応について
 - (1) 1による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、墓地及び火葬場に直接、埋火葬の申出があったときは、墓地及び火葬場の管理者は、速やかに埋火葬を実施すること。
 - (2) 墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬を行うに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。
 - (3) また、当該墓地及び火葬場の管理者は、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとるとともに、特例的に埋火葬を行った旨の証明書を申請者に交付すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で(3)の証明書を添え

て、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 特例許可証等の様式について

今回の特例措置により市町村が発行する特例許可証、申請者から徴収する誓約書、墓地及び火葬場の管理者が発行する証明書については、いずれも厚生労働省から統一的な様式は定めないので、様式については、各都道府県等におけるそれぞれの状況に応じ、適切に対応されたい。

なお、特例許可証の様式については、火葬許可証の様式に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すこと等の方法により対応しても差し支えない。

(2) 特例許可証等に係る台帳について

今回の特例措置により市町村が整備すべき特例許可証に係る台帳については、特例許可証に係る特別の台帳を別途整備する方法による他、特例許可である旨を明記して既存の埋火葬許可証に係る台帳に記入する方法によっても差し支えないこと。

また、墓地及び火葬場の管理者が整備すべき証明書に係る台帳についても同様である。

(3) 特例許可証による焼骨の埋葬について

今回の特例措置は、東北地方太平洋沖地震により生じた事態が、墓地埋葬法の予定しない特殊な状況にあったことを鑑み、死体の腐敗等による公衆衛生上の危害の発生を未然に防止する観点から、緊急避難的対応として実施した措置であることから、すでに死体を埋火葬した後は、こうした緊急事態は一定の収束を見るものと解している。したがって、現在の混乱状況が解消した段階で墓地埋葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋葬を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋葬までを行うことを意味するものでない。

4. 特例措置を実施すべき範囲と期間について

(1) 1及び2の特例措置の対象となる死体は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東北地方太平洋沖地震について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者であることが確認できるものとする。

(2) 1及び2の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特別措置の廃止を連絡するまでの間とする。

6. 高知県災害救助法施行細則抜粋 全部改正〔平成24年規則59号〕

第1条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助が必要であると認める災害が発生したとき又は法による救助が必要であると見込まれるときは、知事は、当該市町村長に被害の状況について報告を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがないと認めるときは、当該市町村長は、法第30条第2項の規定に基づき救助の実施に着手することができる。

3 知事は、法第30条の規定に基づく救助が適切に実施されるよう市町村長に対し技術的な助言を行うものとする。

第2条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。

別表第1

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,300円

イ 死体を一時保存する場合

(ア) 死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。

当該施設の借上げ費について通常の実費

(イ) 既存建物を利用することができないとき。

1体当たり 5,000円

ウ 検案が救護班によることができない場合 当該地域の慣行料金

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害を受けた者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

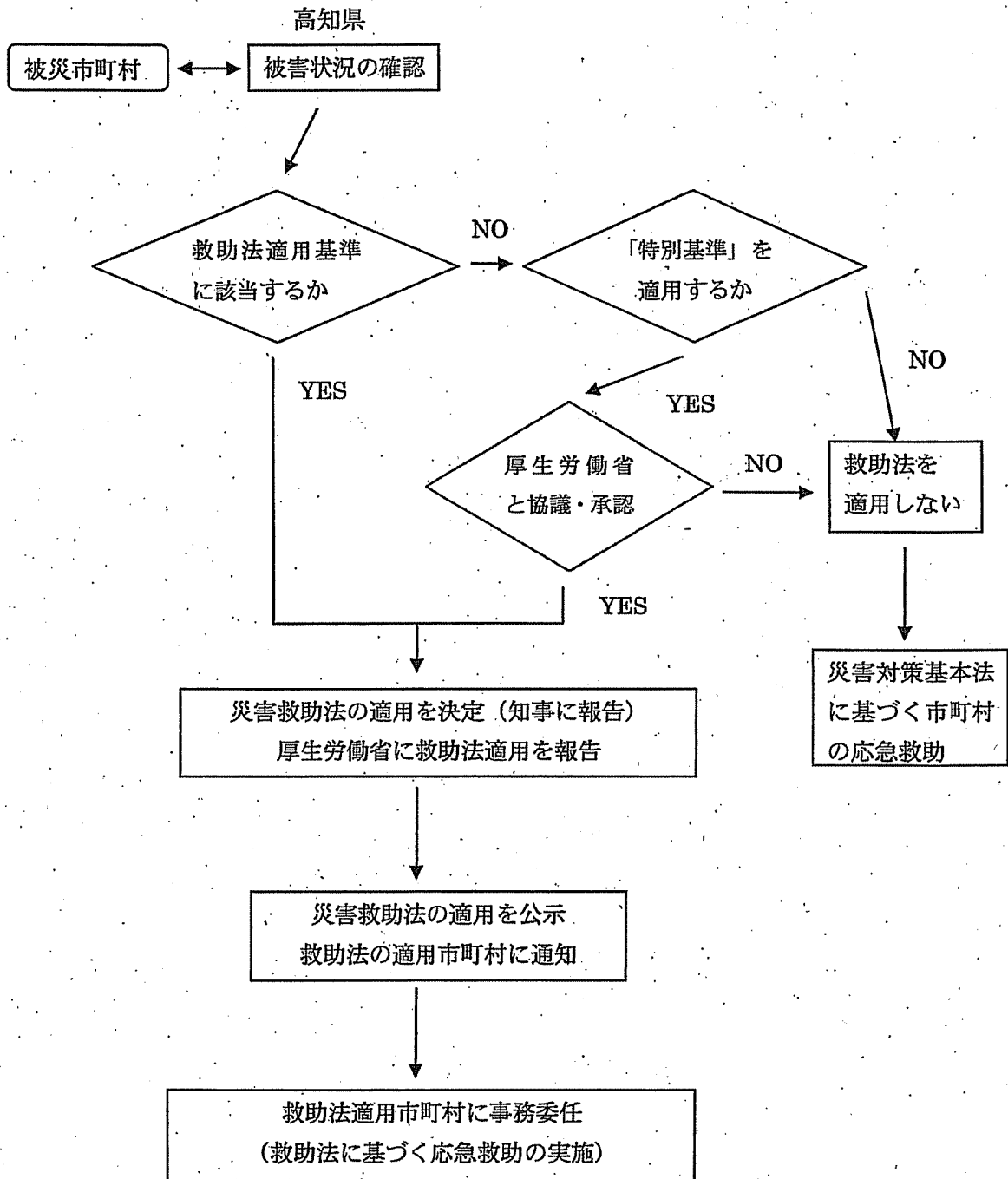
カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

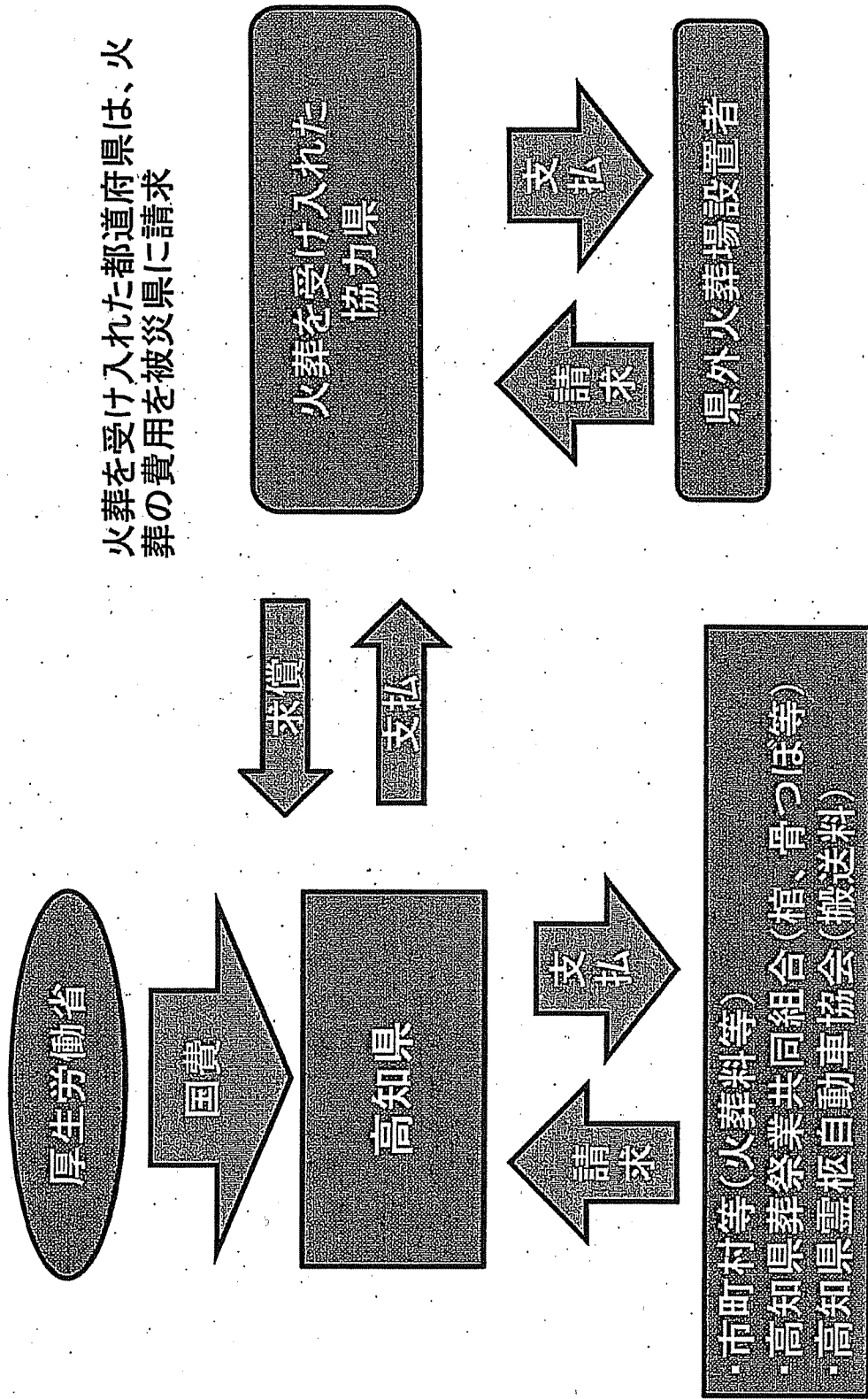
(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

7. 災害救助法の適用図



8. 災害救助法が適用された場合の費用負担に関する流れ



高知県広域火葬計画関係資料
【別冊】連絡先一覧表

平成 26 年6月

高知県健康政策部食品・衛生課

目 次

1. 市町村・保健所・県連絡調整担当課一覧 ……	2
2. 県内火葬場一覧 ……	4
3. 県外応援可能火葬場一覧	
徳島県 ……	6
香川県 ……	8
愛媛県 ……	10
鳥取県 ……	12
島根県 ……	14
岡山県 ……	16
広島県 ……	18
山口県 ……	22

1. 市町村・保健所・県連絡調整担当課一覧

市町村連絡調整担当課

市町村名	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
高知市	中央窓口センター	088-823-9432	088-823-9968	kc-101300@city.kochi.lg.jp
室戸市	市民課	0887-22-5126	0887-22-1120	mr-010500@city.muroto.kochi.jp
安芸市	環境課	0887-35-1023	0887-35-1026	kankyo@city.aki.kochi.jp
香美市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094	fukushi@city.kami.lg.jp
香南市	防災対策課	0887-57-8501	0887-56-0576	bousai@city.kochi-konan.lg.jp
	環境対策課	0887-57-8508	0887-56-0576	kankyo@city.kochi-konan.lg.jp
南国市	危機管理課	088-880-6575	088-863-1167	n-kikikanri@city.nankoku.lg.jp
土佐市	防災対策課	088-852-7607	088-852-7620	bousai@city.tosa.lg.jp
	都市環境課	088-852-7647	088-852-7671	seikatu@city.tosa.lg.jp
須崎市	環境保全課	0889-42-5891	0889-42-5391	kankyo1@city.susaki.kochi.jp
四万十市	地震防災課	0880-35-2044	0880-34-5123	bousai@city.shimanto.lg.jp
宿毛市	環境課	0880-63-1697	0880-63-2151	kankyo@city.sukumo.kochi.jp
土佐清水市	環境課	0880-82-1214	0880-82-3535	kankyoku@city.tosashimizu.kochi.jp
東洋町	住民課	0887-29-3394	0887-29-3813	jumin@town.toyo.kochi.jp
奈半利町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788	jyuminhukushi@town.nahari.kochi.jp
田野町	保健福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044	hoken@tanocho.jp
安田町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780	ysd-choumin@town.yasuda.kochi.jp
北川村	住民課	0887-32-1214	0887-32-1234	jyumin@vill.kitagawa.kochi.jp
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779	hukushi@vill.umaji.kochi.jp

保健所連絡調整担当課

保健所名	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
安芸福祉保健所	衛生環境課	0887-34-3173	0887-34-3170	130111@ken.pref.kochi.lg.jp
中央東福祉保健所	衛生環境課	0887-52-0004	0887-52-4561	130112@ken.pref.kochi.lg.jp
中央西福祉保健所	衛生環境課	0889-22-1286	0889-22-9031	130115@ken.pref.kochi.lg.jp
須崎福祉保健所	衛生環境課	0889-42-2004	0889-42-8924	130116@ken.pref.kochi.lg.jp
幡多福祉保健所	衛生環境課	0880-34-0085	0880-35-5980	130118@ken.pref.kochi.lg.jp

市町村名	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
芸西村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035	fukushi@vill.geisei.kochi.jp
大豊町	総務課	0887-72-0450	0887-72-0474	soumu@town.otoyo.lg.jp
本山町	総務課	0887-76-2223	0887-76-3593	bousai@town.motoyama.kochi.jp
土佐町	健康福祉課	0887-82-0442	0887-70-1312	tosat-20@town.tosa.kochi.jp
大川村	総務課	0887-84-2211	0887-84-2328	
いの町	総務課	088-893-1160	088-893-0177	kanky@town.ino.kochi.jp
日高村	総務課	0889-24-5113	0889-24-7900	soumu@vill.hidaka.kochi.jp
佐川町	総務課	0889-22-7700	0889-22-1119	sk-529@town.sakawa.kochi.jp
越知町	住民課	0889-26-1115	0889-26-3777	choumin@town.ochi.kochi.jp
仁淀川町	町民課	0889-35-1088	0889-20-2116	niyodogawa@town.niyodogawa.lg.jp
中土佐町	町民環境課	0889-52-2213	0889-52-2013	chomin@town.nakatosa.lg.jp
津野町	住民福祉課	0889-55-2314	0889-55-2022	jyumin@town.kochi-tsuno.lg.jp
橋原町	総務課	0889-65-1111	0889-40-2010	20-yusuhara@town.yusuhara.kochi.jp
四万十町	危機管理課	0880-22-3280	0880-22-3123	102000@town.shimanto.lg.jp
	町民環境課	0880-22-3117	0880-22-0361	105010@town.shimanto.lg.jp
黒潮町	住民課	0880-43-2800	0880-43-2788	jumin@town.kuroshio.lg.jp
三原村	住民課	0880-46-2404	0880-46-2829	juumin@vill.mihara.kochi.jp
大月町	総務政策課	0880-73-1111	0880-73-1380	soumu@town.otsuki.kochi.jp

県連絡調整担当課

保健所名	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
高知県	食品・衛生課	088-823-9671	088-823-9264	131901@ken.pref.kochi.lg.jp
愛媛県	薬務衛生課	089-912-2390	089-912-2389	yakumueisei@pref.ehime.jp
香川県	生活衛生課	087-832-3177	087-862-3606	eisei@pref.kagawa.lg.jp
徳島県	安全衛生課	088-621-2264	088-621-2848	anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp
岡山県	環境企画課	086-226-7299	086-233-7677	kanki@pref.okayama.lg.jp
広島県	食品生活衛生課	082-513-3097	082-227-1057	fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	生活衛生課	083-933-2970	083-933-3079	a15300@pref.yamaguchi.lg.jp
鳥取県	くらしの安心推進課	0857-26-7185	0857-26-8171	kurashi@pref.tottori.jp
島根県	薬事衛生課	0852-22-6529	0852-22-6041	yakuji@pref.shimane.lg.jp

2. 県内火葬場一覧

番号	I. 基本事項						
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	土佐清水市斎場	土佐清水市浦尻字大駄馬山423-170	0880-82-1942	0880-82-1965		2	H11.7.1
2	宿毛市斎場	宿毛市山奈町芳奈3352番地	0880-66-2046			2	H4.3.25
3	幡多中央斎場	幡多郡黒潮町出口2771番2	0880-43-0077	0880-43-0088	hatasai@iwk.ne.jp	3	H7.3.31
4	四万十町斎場	高岡郡四万十町天ノ川字小籠山158番地3	0880-22-0946			2	S62.3.31
5	中土佐町斎場	高岡郡中土佐町久礼7111番地24	0889-52-4117			2	S61.9.1
6	やすらぎの丘須崎斎場	須崎市池ノ内970-3	0889-40-0900	0889-40-0901		4	H12.8.31
7	高吾苑	高岡郡佐川町丙2789番地2	0889-22-4544	0889-22-0909	seiso@r2.dion.ne.jp	2	S53.2.1
8	高知市斎場	高知市幸崎75番地	088-832-3049	088-832-3091	kc-102100@city.kochi.lg.jp	10 (大型2、普通8)	H2.1.26
9	嶺北斎苑	土佐郡土佐町境560	0887-82-2425	0887-82-2425	soumu@reihoku-k.jp(現場にネット環境無)	3	H3.4.1
10	香南斎場	香南市赤岡町2018-1	0887-54-5550	0887-54-4664	konan_saijo@shirt.ocn.ne.jp	7	H4.4.25
11	安芸市火葬場	安芸市西浜2994番地	0887-34-0282			3	S47.2
12	中芸広域火葬場	安芸郡奈半利町乙4759番地4	0887-38-7023	0887-38-7023		2	H20.8.31
13	室戸市立室戸火葬場	室戸市室津2884番1	0887-23-3018	0887-22-1120		2	S56.12.1
14	東洋町斎場	安芸郡東洋町大字野根丙2601番地3	0887-28-0828			1	H4.3.13

II. 設置・運営

設置主体	火葬場担当部署	住所	電話番号	FAX番号	E-mail	平時 可能 火葬数	最大 可能 火葬数	電気ガス等 停止時の 稼働可否
土佐清水市	環境課	土佐清水市天神町 11-2	0880-82-1214	0880-82-1131	kanky@city.tosa shimizu.kochi.jp	4	8	否
宿毛市	環境課	宿毛市桜町2番1号	0880-63-1697	0880-63-2151	kankyo@city.suku mo.kochi.jp	4	6	否
幡多中央環境 施設組合		四万十市竹島2932-3	0880-33-1504	0880-33-1509	zichou@ia9.itkeep er.ne.jp	8	12	可 (自家発電)
四万十町	町民環境課	四万十町琴平町16番 17号	0880-22-3117	0880-22-0361	105010@town.shi manto.lg.jp	5	7	否
中土佐町	町民環境課	中土佐町久礼6602- 2	0889-52-2213	0889-52-2531	chomin@town.nak atosa.lg.jp	2	4	否
高幡広域市町 村圏事務組合	高幡広域市町 村圏事務組合 事務局	須崎市山手町1番7号	0889-42-9311	0889-42-9740	mizu@mb.scstv.ne. jp	4	5	否
高吾北広域町 村事務組合	高吾北清掃セ ンター	高岡郡佐川町丙2827 番地	0889-22-3111	0889-22-0909	seiso@r2.dion.ne.j p	7	10	否
高知市	斎場	高知市幸崎75番地	088-832-3049	088-832-3091		20	40	可 (自家発電)
嶺北広域行政 事務組合	事務局	長岡郡本山町本山 995	0887-76-3177	0887-76-3819	reihoku@reihoku- k.jp	4	6	可 (自家発電)
香南斎場組合	香南斎場組合 事務局	香南市赤岡町2018- 1	0887-54-5550	0887-54-4664	konan_saijo@shirt. ocn.ne.jp	11	21	可 (自家発電)
安芸市	環境課	安芸市矢ノ丸1丁目4 -40	0887-35-1023	0887-35-1026	kankyo@city.aki.ko chi.jp	3	3	否
中芸広域連合	総務企画課	安芸郡安田町東島 2017番地	0887-38-4077	0887-32-1019	chugei@poppy.ocn. .ne.jp	4	6	否
室戸市	市民課	室戸市浮津25番地1	0887-22-5126 (直)	0887-22-1120 (代)	mr- 010500@city.muro to.lg.jp	4	6	否
東洋町	住民課	東洋町大学生見758 -3	0887-29-3394	0887-29-3813 (総務課)	jumin@town.toyo.k ochi.jp	2	3	否

合計 82 137

3. 県外応援可能火葬場一覧

徳島県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	徳島市立葬斎場	徳島市川内町鈴江西92	088-665-0429	088-665-0449		10	S56.12.15
2	徳島行道株式会社	徳島市不動西町2丁目1525番地	088-631-0430	088-631-0430		4	不明 (S9.4.10許可)
3	鳴門市火葬場	鳴門市撫養町木津字江田21	088-686-3065	088-686-3065		4	H19.10.31
4	阿南市葬斎場	阿南市富岡町西池田51-3	0884-22-0623	0884-22-0740		5	S57.8.31
5	阿北火葬場	阿波市市場町香美字西原15番1	0883-36-4132	0883-36-2715	ahoku9980@yahoo.co.jp	4	H4.10.31
6	美馬市葬斎場	美馬市脇町字西赤谷2678-2	0883-52-1393	0883-52-1393		3	供用年月日H6.4.1
7	池田火葬場	三好市池田町字ヤマダ519-1	0883-72-0969	0883-72-7665		3	H20.6.27
8	祖谷火葬場	三好市東祖谷釣井490-3				2	H9.12.10
9	那佐葬場	海部郡海陽町鞆浦字那佐41-7				1	S61.3.31
10	穴喰斎場	海部郡海陽町久保字板取243-144	0884-76-3241			1	S58.3.20

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
徳島市	徳島市幸町2-5	市民環境部 住民課	徳島市幸町2-5	088-621-5132	088-655-8246	jyumin@city.tokushima.lg.jp
徳島行道株式会社	徳島市不動西町2丁目1525番地	徳島行道株式会社	徳島市不動西町2丁目1525番地	088-631-0430	088-631-0430	
鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜170	市民環境部環境局 グリーンセンター管理課	鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105-17-2	088-683-7572	088-683-7579	cleankanri@city.naruto.lg.jp
阿南市	阿南市富岡町ノ町12-3	市民部 葬祭場	阿南市富岡町西池田51-	0884-22-0623	0884-22-0740	
阿北火葬場管理組合	阿波市市場町香美字西原15番1	阿北火葬場管理組合	阿波市市場町香美字西原15番1	0883-36-4132	0883-36-2715	ahoku9980@yahoo.co.jp
美馬市	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	市民環境部 市民・人権課	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-8001	0883-53-9919	shimin@city.mima.lg.jp
三好市	三好市池田町シンマチ1395番地1	環境課	三好市池田町シンマチ1395番地1	0883-72-3436	0883-72-0136	kanky@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
三好市	三好市池田町シンマチ1395番地1	環境課	三好市池田町シンマチ1395番地1	0883-72-3436	0883-72-0136	kanky@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
海陽町	海部郡海陽町大里字上中須128	住民人権環境課	海部郡海陽町大里字上中須128	0884-73-4162	0884-73-3097	katsura- hirotoshi@town.kaiyo.lg.jp
海陽町	海部郡海陽町大里字上中須128	住民人権環境課	海部郡海陽町大里字上中須128	0884-73-4162	0884-73-3097	katsura- hirotoshi@town.kaiyo.lg.jp

香川県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬 炉数	竣工 年月日
1	高松市斎場公園	高松市福岡町四丁目35番41号	087-822-1917	087-823-8933		11	H3.3.10
2	高松市牟礼斎場	高松市牟礼町原2260番地2	087-845-4944			3	S53.4.1
3	高松市庵治斎場	高松市庵治町1391番地1	087-871-2539			2	H8.12.1
4	高松市やすらぎ苑	高松市香川町川内原2200番地	087-879-1222	087-879-1230		5	H7.11.30
5	丸亀市桜谷聖苑	丸亀市綾歌町岡田上686番地2	0877-86-1200	0877-86-1205		7	H11.4.1
6	坂出市営田尾火葬場	坂出市常盤町二丁目1-1	0877-46-4741			5	S28.4.1
7	善通寺市斎場	善通寺市与北町2694番地1	0877-63-6307	0877-63-5788		4	S54.10.25
8	観音寺市伊吹火葬場	観音寺市伊吹町1269番地	0875-29-2111	0875-29-2666		1	H4.4.1
9	観音寺市燧望苑	観音寺市大野原町丸井1183番地	0875-67-5650	0875-67-5652		6	H21.4.1
10	さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中539番地2	0879-43-6655	0879-43-6699		4	H10.11.10
11	東かがわ市大内斎苑	東かがわ市町田287-1	0879-25-9030	0879-25-9031		2	S53.8.31
12	東かがわ市白鳥斎苑	東かがわ市西山192-14	0879-25-4511	0879-25-4511		3	H11.3.31
13	三豊市高瀬火葬場	三豊市高瀬町上勝間2518番地2	0875-72-5264			3	S52.10.1
14	三豊市山本財田斎場	三豊市山本町神田3355番地1	0875-63-4234			2	S53.4.1
15	三豊市七宝斎苑	三豊市三野町吉津丙155番地4	0875-72-0196			3	S57.12.1
16	三豊市豊中斎場	三豊市豊中町下高野725番地1	0875-62-1233			2	S53.4.1
17	土庄町斎場	小豆郡土庄町見目乙213	0879-65-2816			2	S59.3.31
18	土庄町豊島斎場	小豆郡土庄町豊島家浦3696	0879-68-3352			1	H1.3.20
19	三木・長尾葬斎組合葬斎場 しずかの里	木田郡三木町大字井戸993番地	087-899-1161	087-899-1162		5	H11.4.1
20	直島町営火葬場	香川郡直島町4758番地	087-892-2298			2	S59.3.31
21	宇多津町火葬場	綾歌郡宇多津町567番地	0877-49-0826			2	H12.7.1
22	綾川斎苑	綾歌郡綾川町山田下952-2	087-878-2189	087-878-2189		3	H22.2.10
23	琴平町斎場	仲多度郡琴平町1262番地4	0877-75-1021			2	H14.4.1
24	多度津町火葬場	仲多度郡多度津町本通3丁目4番1号	0877-33-2668	0877-33-2450		3	不明
25	まんのう町火葬場	仲多度郡まんのう町吉野4204-6	0877-79-2883			3	H7.3.27

設置主体		各市町火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
高松市	高松市番町一丁目8番10号	高松市民政策局 市民やすらぎ課	同左	087-822-1917	087-823-8933	yasuragi@city.takamatsu.lg.jp
丸亀市	丸亀市大手町二丁目3番1号	丸亀市生活環境部 環境課	同左	0877-24-8836	0877-24-8832	kankyo-k@city.marugame.lg.jp
坂出市	坂出市室町二丁目3番5号	坂出市市民生活部 生活課	同左	0877-46-4503	0877-46-4534	seikatsu@city.sakaide.lg.jp
善通寺市	善通寺市文京区二丁目1番1号	善通寺市民生部 環境課	同左	0877-63-6307	0877-63-5788	kankyou@city.zentsuji.kagawa.jp
観音寺市	観音寺市坂本町1丁目1番1号	観音寺市民生部 生活環境課	同左	0875-25-2698	0875-25-2867	seikatsu@city.kanonji.lg.jp
さぬき市	さぬき市志度5385番地1	さぬき市民生部 生活環境課	同左	087-894-1119	087-894-3000	seikatsu@city.sanuki.lg.jp
東かがわ市	東かがわ市湊1847番地1	東かがわ市民生部 環境衛生室	同左	0879-26-1226	0879-26-1336	hk- kankyou@city.higashikagawa.kagawa.jp
三豊市	三豊市高瀬町下勝間2373番地1	三豊市環境部 環境衛生課	同左	0875-73-3007	0875-73-3020	kankyou@city.mitoyo.kagawa.jp
土庄町	小豆郡土庄町甲559番地2	土庄町住民環境課	同左	0879-62-7010	0879-64-6105	seikatsu@town.tonoshi.lg.jp
三木・長尾葬 斎組合		三木町環境保全課	木田郡三木 町大字氷上 310番地	087-891-3309	087-898-1994	kankyohozen@town.miki.lg.jp
直島町	香川県直島町1122番地1	直島町住民福祉課	同左	087-892-2223	087-892-3888	jyumin1@town.naoshima.lg.jp
宇多津町	綾歌郡宇多津町1881番地	宇多津町住民生活課	同左	0877-49-8000	0877-49-8026	jyumin@town.utazu.kagawa.jp
綾川町	綾歌郡綾川町滝宮299番地	綾川町住民生活課	同左	087-876-1114	087-876-3120	juminseikatsu@town.ayagawa.lg.jp
琴平町	仲多度郡琴平町榎井817番地10	琴平町住民サービス課	同左	0877-75-6707	0877-73-2140	kankyoueisei@town.kotohira.kagawa.jp
多度津町	仲多度郡多度津町栄町一丁目1番 91号	多度津町住民課	同左	0877-33-4480	0877-33-2550	jyumin@town.tadotsu.lg.jp
まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野下430番 地	まんのう町住民生活課	同左	0877-73-0101	0877-73-0111	jumin@town.manno.lg.jp

愛媛県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬 炉数	竣工年月日
1	松山市斎場	松山市食場町甲2	089-977-4738	089-977-9904	saijou@city.matsuyama.ehime.jp	12	S51.3.31
2	松山市北条斎場貴船苑	松山市安岡乙11-2	089-994-2966	089-994-3200	kifuneen@city.matsuyama.ehime.jp	3	H2.3.15
3	寺田斎場	松山市桜ヶ丘4232	089-952-0220	089-952-1617	terada@eagle.ne.jp	4	S43.5 (H16.12改修)
4	燧風苑	今治市山方町1丁目乙45番地	0898-32-0970	0898-32-0971		6	H16.3
5	ふじさき苑	今治市吉海町仁江3217番地	0897-84-3412 (施設の利用がない場合には、職員は不在。)			2	H6.3 (供用開始 H5.3.31)
6	伯方斎場	今治市伯方町木浦乙1003番地2	0897-72-3350 (施設の利用がない場合には、職員は不在。)			2	H7.10.31
7	大翔苑	今治市大三島町宮浦1609番地	0897-82-0274 (施設の利用がない場合には、職員は不在。)			2	H14.3.31
8	静愁苑	宇和島市寄松字務谷甲1438番地	0895-27-0182		kankyo@city.uwajima.lg.jp	5	H4.3
9	吉田斎場	宇和島市吉田町東小路乙5番地	0895-52-0783		kankyo@city.uwajima.lg.jp	2	S53.6
10	八幡浜市火葬場やすらぎ聖苑	八幡浜市若山9番耕地49番地1	0894(20)0212	0894(24)6261		4	H21.9.1
11	新居浜市斎場	新居浜市磯浦町19番1号	0897-34-8163	0897-34-8620		8	S59.4.1
12	西条市やすらぎ苑	西条市玉之江992番地	0898-65-5211			6	S57.8.1
13	大洲市脇陵苑	大洲市西大洲2085-1	0893-59-1581	0893-59-1581		4	H12.12
14	大洲市斎場長浜火葬場	大洲市長浜町沖浦丙1413-2	0893-52-1529			2	S39.9.28
15	大洲市脇川静浄苑	大洲市脇川町山鳥坂567番地	0893-34-2083(通常は無人) 脇川支所0893-34-2311			2	H10.3.23
16	大洲市河辺静霊苑	大洲市河辺町植松1943番地	0893-39-2837			1	H9.1.31
17	火葬場伊予地区広域斎場「聖浄苑」	伊予市大平甲1968番地の1	089-983-5566	089-983-5566		5	S58.5.25
18	土居斎苑	四国中央市土居町土居2208番地	0896-74-3542	0896-74-3542		2	H17.4.1
19	伊予三島斎場	四国中央市中之庄町1670番地1	0896-23-0598	0896-23-0599		4	H1.10.1
20	川之江斎苑	四国中央市上分町970番地1	0896-56-3155	0896-56-3163		4	H7.7.1
21	西予市宇和光浄苑	西予市宇和町皆田1573番地	0894-62-2205			2	H3.5.31
22	西予市野村浄香苑	西予市野村町野村8号313番地	0894-72-1149			2	S60.5.2
23	西予市三瓶清流苑	西予市三瓶町津布理字黒田1470番地1	0894-33-3550			2	H11.12.1
24	西予市城川婦楽苑	西予市城川町魚成4791番地	(0894)82-1077			2	H5.3.25
25	東温市斎場桜花苑	東温市河之内乙826番地甲ノ10	089-966-6623	089-966-6623		3	H7.3.24
26	弓削斎場	越智郡上島町弓削大谷105番地1	0897-77-2916			2	H5.11.22
27	上島町生名火葬場やすらぎ苑	越智郡上島町生名4495番地1				1	H15.12.15
28	上島町岩城火葬場天翔苑	越智郡上島町岩城3707番地1				1	H11.3.15
29	魚島火葬場	越智郡上島町魚島1番耕地917番地	0897-78-0011 (上島町魚島総合支所)	0897-78-0330 (上島町魚島総合支所)	juumin@town.kamijima.ehime.jp	1	S60.5.31
30	久万高原町立斎場	久万高原町久万1618番地	0892-21-2166	0892-21-2166		2	S55.8
31	佐田岬斎場	西宇和郡伊方町神崎ヲヨボシ2183番地4	0894-53-0170	0894-53-0170		2	H22.3.10
32	愛南町御荘霊苑	南宇和郡愛南町御荘平城2613番地	0895-72-4420	0895-72-4633		3	H16.10.1

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
松山市	松山市二番町四丁目7番地2	保健福祉部生活衛生課	松山市萱町六丁目30-5	089-911-1863	089-923-6627	hceisei@city.matsuyama.ehime.jp
松山市	松山市二番町四丁目7番地2	保健福祉部生活衛生課	松山市萱町六丁目30-5	089-911-1863	089-923-6627	hceisei@city.matsuyama.ehime.jp
株式会社寺田商店(民営)	松山市内浜町19-27	総務課	松山市内浜町19-27	089-952-0220	089-952-1617	terada@eagle.ne.jp
今治市	今治市別宮町1丁目4番地1	環境衛生部 生活環境課	今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1535	0898-32-5211(代表)	seikan@imabari-city.jp
今治市	今治市別宮町1丁目4番地1	環境衛生部 生活環境課	今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1535	0898-32-5211(代表)	seikan@imabari-city.jp
今治市	今治市別宮町1丁目4番地1	環境衛生部 生活環境課	今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1535	0898-32-5211(代表)	seikan@imabari-city.jp
今治市	今治市別宮町1丁目4番地1	環境衛生部 生活環境課	今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1535	0898-32-5211(代表)	seikan@imabari-city.jp
宇和島市	宇和島市曙町1番地	市民環境部生活環境課	宇和島市曙町1番地	0895-24-1111(2233)	0895-24-1140	kankyo@city.uwajima.lg.jp
宇和島市	宇和島市曙町1番地	市民環境部生活環境課	宇和島市曙町1番地	0895-24-1111(2233)	0895-24-1140	kankyo@city.uwajima.lg.jp
八幡浜市	八幡浜市北浜1-1-1	市民福祉部生活環境課	八幡浜市北浜1-1-1	0894(22)3111	0894(24)-6180	
新居浜市	新居浜市一宮町1-5-1	環境部環境保全課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1512	0897-65-1255	hozen@city.niihama.ehime.jp
西条市	西条市明屋敷164番地	生活環境部環境衛生課	西条市明屋敷164番地	0897-52-1461	0897-52-1294	kankyo@city.saijo-city.jp
大洲市	大洲市大洲690番地の1	保険環境課	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111	0893-23-4526	
大洲市	大洲市大洲690番地の1	長浜支所 地域振興課	大洲市長浜甲480番地の3	0893-52-1113	0893-52-2585	
大洲市	大洲市大洲690番地の1	肱川支所地域振興課市民福祉係	大洲市肱川町山島坂74番地	0893-34-2311	0893-34-2454	
大洲市	大洲市大洲690番地の1	河辺支所 地域振興課	大洲市河辺町植松548番地	0893-39-2113	0893-39-2115	
伊予消防等事務組合(横成市町:伊予市、松前町、延部町)	伊予市下吾川950番地3	伊予消防等事務組合消防本部 総務課	伊予市下吾川950番地3	089-982-0119	089-983-4311	iyofireunion@119iyo.jp
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	生活環境課	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	0896-28-6145	0896-28-6057	
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	生活環境課	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	0896-28-6145	0896-28-6057	
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	生活環境課	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	0896-28-6145	0896-28-6057	
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	環境衛生課	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-1132	0894-62-6528	
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	野村支所生活福祉課	西予市野村町野村12号619番地	0894-72-1113	0894-72-2323	
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	三瓶支所生活福祉課	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	0894-33-1113	0894-33-2394	
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	城川支所生活福祉課	西予市城川町下相945番地	0894-82-1115	0894-82-0349	
東温市	東温市見奈良530-1	市民福祉部市民環境課	東温市見奈良530-1	089-964-4415	089-964-4446	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	住民課(弓削総合支所)	越智郡上島町弓削下弓削210番地	0897-77-2503	0897-77-4011	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	住民課(生名総合支所)	越智郡上島町生名621番地1	0897-76-3000	0897-76-2375	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	住民課	越智郡上島町岩城1427番地2	0897-75-2500	0897-75-2852	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	魚島総合支所住民課	越智郡上島町魚島1番耕地1362番地1	0897-78-0011	0897-78-0330	
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212	住民課	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111	0892-21-2860	
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	町民課	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	0894-38-2653	0894-38-1120	
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	愛南町御荘霊苑	愛南町御荘平城2613番地	0895-72-4420	0895-72-4633	

鳥取県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	因幡霊場	鳥取県鳥取市八坂392番地7	0857-51-8320	0857-53-0445		7基	平成10年4月
2	智頭町営火葬場	鳥取県八頭郡智頭町市瀬163 8番地9				2	昭和40年7月
3	鳥取中部ふるさと斎場	鳥取県倉吉市市谷町346番1	0858-24-6321	0858-24-6322		4基 予備炉スペース1基 動物炉 1基	平成25年3月28日
4	琴浦町営斎場	鳥取県東伯郡琴浦町大字梅田 289番地36	0858-58-2566			2基	平成6年度
5	鳥取県西部広域行政管理組合 桜の苑	米子市長砂町1066番地	0859-35-3344	0859-35-3345		7基	平成3年4月

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取県鳥取市鍛冶町18番地2	鳥取県東部広域行政管理組合事務局 生活環境課	鳥取県鳥取市鍛冶町18番地2	0857-26-0532	0857-29-2759	seikatsukankyo@east.tottori.tottori.jp
智頭町	鳥取県八頭郡智頭町智頭2072番地1	智頭町 税務住民課	鳥取県八頭郡智頭町智頭2072番地1	0858-75-4114	0858-75-1193	
鳥取中部ふるさと広域連合	鳥取県東伯郡北栄町土下112番地	環境福祉課 環境係	鳥取県東伯郡北栄町土下112番地	0858-36-1025	0858-35-1016	m-obara@kouiki-chubu-tottori.jp
琴浦町	琴浦町大字徳万591番地1	町民生活課	琴浦町大字徳万591番地1	0858-52-1706	0858-49-0000	cyouminseikatsu@town.kotoura.tottori.jp
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原1299番地1	施設工事課	米子市安倍213番地	0859-22-7723	0859-29-5124	shisetsuka@tottori-seibukoiki.jp

島根県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬戸数	竣工年月日
1	玉井斎場	島根県松江市美保関町福浦130	0852-72-3501	0852-72-3501		3	H7.4
2	松江市斎場	島根県松江市大庭町1740-4	0852-31-3222	0852-31-6875		6	S63
3	安来市斎場(独松山霊苑)	島根県安来市飯生町445	0854-23-2468	0854-23-0655		3	S57.3
4	仁多斎場	島根県仁多郡奥出雲町三成1619-1	0854-54-0012	0854-54-0012		2	H9.11
5	三刀屋斎場	島根県雲南市三刀屋町伊萱10-1	0854-45-3242	0854-45-5350		3	H8.7
6	飯南町火葬場	島根県飯石郡飯南町下赤名2775番地5	0854-76-2786			1	H2.12
7	出雲斎場	島根県出雲市平成町1599-5	0853-22-6318	0853-21-3849	sajjou@local.city.izumo.shimane.jp	4	H6.4
8	湖西斎場	島根県出雲市国富町1612	0853-62-4379	0853-62-4390		3	H16.4
9	大田葬斎場	島根県大田市鳥井町鳥井1135-2	0854-82-5157	0854-82-5157		2	H1
10	温泉津葬斎場	島根県大田市温泉津町福光イ160-2	0855-65-4379			1	H4
11	仁摩葬斎場	島根県大田市仁摩町仁万322				1	S62
12	美郷・川本町斎場 眺江苑	島根県邑智郡美郷町吾郷502	0855-75-1350			2	H7.5.31
13	美郷町大和斎場	島根県邑智郡美郷町都賀行623-1	0855-82-2933			1	S49.3.31
14	邑南町斎場 紫光苑	島根県邑南町鱒淵3019-4	0855-83-0180			2	H5.10.30
15	浜田市火葬場	島根県浜田市港町30-1	0855-22-1127	0855-22-1127		3	S60.4.1
16	浜田市旭火葬場	島根県浜田市旭町今市492-1	0855-45-0113			1	H16.10.21
17	浜田市弥栄火葬場	島根県浜田市弥栄町木都賀イ2497-1	0855-48-2561			1	H8.2.1
18	浜田市三隅火葬場	島根県浜田市三隅町西河内1956	0855-32-2871	0855-32-2871		2	H9.4.1
19	益田市斎場 松聖苑	島根県益田市土井町口2629-15	0856-31-0746	0856-31-0747		4	H10.10
20	津和野町斎場	島根県鹿足郡津和野町直地1214	0856-72-0909	0856-72-0909		2	H11.4
21	吉賀町斎場	島根県鹿足郡吉賀町朝倉1437-60	0856-78-0263			2	H12.1
22	島後斎場 愁霊苑	島根県隠岐郡隠岐の島町975-5	08512-2-6635	08512-2-6637		3	H14.3
23	西ノ島町斎場	島根県隠岐の島町西ノ島町大字浦郷963	08514-6-1748			1	S54
24	海士町斎場	島根県隠岐郡海士町大字5708-4	08514-2-0699			1	H10.2.25

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
玉井斎場管理組合	鳥取県境港市上道町3000	境港市役所市民課	鳥取県境港市上道町3000	0859-47-1033	0859-44-8706	shimin@city.sakai.minato.lg.jp
松江市	鳥根県松江市末次町86	市民課	鳥根県松江市末次町86	0852-55-5256	0852-55-5536	shimin@city.matsue.lg.jp
安来市	鳥根県安来市安来町878-2	市民課	鳥根県安来市安来町878-2	0854-23-3080	0854-23-3162	seikatsu@city.yasugi.shimane.jp
奥出雲町	鳥根県仁多郡奥出雲町三成358-1	町民課	鳥根県仁多郡奥出雲町三成358-1	0854-54-2510	0854-54-1229	choumin@town.okuizumo.shimane.jp
雲南市・飯南町事務組合 (雲南市・飯南町・松江市)	鳥根県雲南市掛合町掛合1261-3	雲南市市民環境生活課	鳥根県雲南市木次町木次1013-1	0854-40-1031	0854-40-1039	
飯南町	鳥根県飯石郡飯南町下赤名890番地	住民課	鳥根県飯石郡飯南町下赤名890番地	0854-76-2213	0854-76-2221	fukaishi-takashi@re.iinan.jp
出雲市	鳥根県出雲市今市町70	環境施設課	鳥根県出雲市今市町70	0853-21-6990	0853-21-6597	kankyou-shisetsu@city.izumo.shimane.jp
出雲市	鳥根県出雲市今市町70	環境施設課	鳥根県出雲市今市町70	0853-21-6990	0853-21-6597	kankyou-shisetsu@city.izumo.shimane.jp
大田市	鳥根県大田市大田口1111	環境衛生課	鳥根県大田市大田口1111	0854-83-8069	0854-82-9730	o-kankyou@iwamigin.jp
大田市	鳥根県大田市大田口1111	環境衛生課	鳥根県大田市大田口1111	0854-83-8069	0854-82-9730	o-kankyou@iwamigin.jp
大田市	鳥根県大田市大田口1111	環境衛生課	鳥根県大田市大田口1111	0854-83-8069	0854-82-9730	o-kankyou@iwamigin.jp
美郷町・川本町斎場 管理運営協議会	鳥根県邑智郡美郷町粕淵168	美郷町保健衛生課 川本町町民生活課	鳥根県邑智郡美郷町粕淵168 鳥根県邑智郡川本町大字川本545-1	0855-75-1932 0855-72-0632	0855-75-1505 0855-72-1136	
美郷町	鳥根県邑智郡美郷町粕淵168	美郷町保健衛生課	鳥根県邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1932	0855-75-1505	
邑南町	鳥根県邑南町矢上6000	瑞穂支所窓口業務	鳥根県邑南町淀原153-1	0855-83-1121	0855-83-0165	
浜田市	鳥根県浜田市殿町1	環境課	鳥根県浜田市殿町1	0855-25-9430	0855-23-0210	kankyou@city.hamada.shimane.jp
浜田市	鳥根県浜田市殿町1	浜田市旭支所市民福祉課	鳥根県浜田市旭町今市637	0855-45-1435	0855-45-8110	a-shimin@city.hamada.shimane.jp
浜田市	鳥根県浜田市殿町1	浜田市弥栄支所市民福祉課	鳥根県浜田市弥栄町長安本郷542-1	0855-48-2656	0855-48-2952	y-shimin@city.hamada.shimane.jp
浜田市	鳥根県浜田市殿町1	浜田市三隅支所市民福祉課	鳥根県浜田市三隅町三隅1434	0855-32-2807	0855-32-3230	m-shimin@city.hamada.shimane.jp
益田市	鳥根県益田市常磐町1-1	環境衛生課	鳥根県益田市常磐町1-1	0856-31-0232	0856-31-1139	eisei@city.masuda.lg.jp
津和野町	鳥根県鹿足郡津和野町日原54-25	税務住民課	鳥根県鹿足郡津和野町日原54-25	0856-74-0059	0856-74-0002	zeimu@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	鳥根県鹿足郡吉賀町六日市750	税務住民課	鳥根県鹿足郡吉賀町六日市750	0856-77-1113	0856-77-1891	jyumin@town.yoshika.lg.jp
隠岐の島町	鳥根県隠岐の島町城北町1	環境課	鳥根県隠岐の島町岬町飯ノ山1-2	08512-2-8565	08512-2-6305	kankyou@town.okinoshima.shimane.jp
西ノ島町	鳥根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷534	環境整備課	鳥根県隠岐郡西ノ島町大字美田46	08514-6-1748	08514-6-0816	
海士町	鳥根県隠岐郡海士町大字海士1490	住民生活課	鳥根県隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-0858	08514-2-0208	

岡山県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	岡山市東山斎場	岡山市中区門田本町二丁目4番1号	086-272-0154	086-272-1305		20	S44.8.1供用開始
2	倉敷市中央斎場	倉敷市福田町福田434-1	086-422-0206	086-426-6074	esnt@city.kuras hiki.okayama.jp	14	S55.4.1
3	倉敷市児島斎場	倉敷市児島小川4-8-82	086-472-2042	086-472-2042	esnt@city.kuras hiki.okayama.jp	4	S63.11.1
4	倉敷市玉島斎場	倉敷市玉島長尾4110	086-525-6420	086-525-0798	esnt@city.kuras hiki.okayama.jp	4	S63.10.13
5	倉敷市真備斎場	倉敷市真備町箭田2361			esnt@city.kuras hiki.okayama.jp	2	S57.4.1
6	津山市総合斎場	津山市小田中1115番地	0868-23-6548	0868-23-7951		7	H3.3.31
7	津山市加茂町斎場	津山市加茂町宇野2200番地1	0868-42-2911			2	S61.3
8	玉野市斎場	岡山県玉野市榎ヶ原3094番地7	0863-21-4814	0863-21-4814		5	H22.9.1
9	総社市営斎場	総社市小寺741番地1	0866-93-6317	0866-93-8921		5	S61.4.26
10	新見市営斎場「明月苑」	新見市新見1785番地の1	0867-72-5221	0867-72-5221		3	H6.2.28
11	真庭火葬場	岡山県真庭市三阪1162番地	0867-42-0290	0867-42-0290		4	S53
12	真庭北部火葬場	岡山県真庭市蒜山初和576番地1	0867-67-2032			2	S43
13	真庭美新火葬場	岡山県真庭郡新庄村1944番地1				1	S37
14	早島町斎場	都窪郡早島町矢尾1221-2	086-483-0215	086-483-0215		2	H4.4.24
15	美咲町営火葬場	美咲町原田1992番地1				2	S52.3.25
16	吉備中央町火葬場	吉備中央町下加茂1219	0867-34-0899			2	S47.4.1
17	井笠広域斎場	岡山県笠岡市走出3057番地の45	0865-65-1428	0865-65-1429		8	S62.11

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
岡山市	岡山市北区大供一丁目1番1号	市民局 生活安全課墓地管理係	岡山市北区大供一丁目1番1号	086-803-1277	086-803-1724	seikatsuanzen@city.okayama.jp
倉敷市役所	倉敷市西中新田640番地	環境政策部 環境衛生課中央斎場	倉敷市福田町福田434番地1	086-422-0206	086-426-6074	esnt@city.kurashiki.okayama.jp
倉敷市役所	倉敷市西中新田640番地	環境政策部 環境衛生課中央斎場	倉敷市福田町福田434番地1	086-422-0206	086-426-6074	esnt@city.kurashiki.okayama.jp
倉敷市役所	倉敷市西中新田640番地	環境政策部 環境衛生課中央斎場	倉敷市福田町福田434番地1	086-422-0206	086-426-6074	esnt@city.kurashiki.okayama.jp
倉敷市役所	倉敷市西中新田640番地	環境政策部 環境衛生課中央斎場	倉敷市福田町福田434番地1	086-422-0206	086-426-6074	esnt@city.kurashiki.okayama.jp
津山市	津山市山北520	環境福祉部 環境生活課	津山市山北520	0868-32-2055	0868-32-2158	kankyou@city.tsuyama.okayama.jp
津山市	津山市山北520	環境福祉部環境生活課	津山市山北520	0868-32-2055	0868-32-2158	kankyou@city.tsuyama.okayama.jp
玉野市役所	岡山県玉野市宇野1丁目27番1号	市民生活部市民課	岡山県玉野市宇野1丁目27番1号	0863-32-5521	0863-32-5525	simin@city.tamano.okayama.jp
総社市	総社市中央1-1-1	総社市市民環境部 環境課	総社市中央1-1-1	0866-92-8339	0866-93-9479	kankyo@city.soja.okayama.jp
新見市役所	新見市新見310番地3	福祉部生活環境課	新見市新見310番地3	0867-72-6124	0867-72-6107	s-kankyou@city.niimi.okayama.jp
真庭市役所	岡山県真庭市久世2927番地2	市民環境部環境課	岡山県真庭市久世2927番地2	0867-42-1113	0867-42-7455	kankyoh@city.maniwa.lg.jp
真庭市役所	岡山県真庭市久世2927番地2	蒜山振興局市民福祉課	岡山県真庭市蒜山下福田305番地	0867-66-2510	0867-66-4401	shimin_hz@city.maniwa.lg.jp
真庭市役所	岡山県真庭市久世2927番地2	蒜山振興局市民福祉課	岡山県真庭市蒜山下福田305番地	0867-66-2510	0867-66-4401	shimin_hz@city.maniwa.lg.jp
岡山県都窪郡早島町	都窪郡早島町前潟360番地1	町民課	都窪郡早島町前潟360番地1	086-482-2482	086-483-0564	tyomin@town.hayashima.lg.jp
美咲町役場	美咲町原田1735番地	住民課	美咲町原田1735番地	0868-66-1114	0868-66-2038	juumin@town.okayama-misaki.lg.jp
吉備中央町役場	吉備中央町豊野1-2	住民課	吉備中央町豊野1-2	0866-54-1316	0866-54-1880	jyumin@town.kibichuo.lg.jp
岡山県西部衛生施設組合	岡山県笠岡市平成町100番地	岡山県西部衛生施設組合事務局	岡山県笠岡市平成町100番地	0865-66-2620	2865-66-2686	seibueisei@city.kasao.okayama.jp

広島県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	竹原市斎場	広島県竹原市小梨町10179-2	0846-22-9520			3	H1.10.17
2	三原市斎場	広島県三原市八坂町229	0848-64-7001	0848-64-1430		5	S49.8.31
3	三原市本郷斎場	広島県三原市本郷町船木1595	0848-86-5903	0848-86-2243		2	S58.9
4	尾道市斎場	広島県尾道市長者原二丁目76番地11	0848-48-3006	0848-48-5366		6	S59.3.28
5	尾道市御調斎場	広島県尾道市御調町高尾9番地2				2	S58.4.1
6	尾道市向島斎場	広島県尾道市向島町11098番地126				2	S60.3
7	尾道市瀬戸田斎場	広島県尾道市瀬戸田町林3486番地2	0845-27-4922			2	S62.9.12
8	尾道市百島火葬場	広島県尾道市百島町1035番地1	0848-73-3178			1	H6.4
9	府中・新市斎場やすらぎ苑	広島県府中市広谷町563-7	0847-40-0675	0847-40-0676		4	H12.3.16
10	上下斎場翁苑	広島県府中市上下町上下253-2	0847-62-3833	0847-62-3833		2	H16.1.20
11	三次市斎場	広島県三次市大田幸町字金神985番地	0824-65-3411	0824-66-3434		5	H24.4.1
12	三次市甲奴斎場紅梅苑	広島県三次市甲奴町梶田65番地2	0847-67-2359			1	H14
13	三次市君田斎場 やすらぎ苑	広島県三次市君田町西入君25番地3	0824-53-2905			1	H10
14	庄原市斎場	広島県庄原市一木町338-2	0824-72-3865			2	S50.12.24
15	庄原市西城斎苑	広島県庄原市西城町八鳥599-9	0824-82-2484			2	S61.6.1
16	庄原市東城斎場 (平安の森)	広島県庄原市東城町川鳥58-17	08477-4-0777			2	H9.6.1
17	庄原市口和斎場	広島県庄原市口和町永田640-5	0824-87-2356			1	H2.1.1
18	庄原市高野斎場	広島県庄原市高野町新市1060-3	0824-86-3655			1	H8.4.1
19	庄原市比和斎場	広島県庄原市比和町比和332	0824-85-2136			1	H11.4.1
20	庄原市総領斎場 (やすらか苑)	広島県庄原市総領町稲草15-1	0824-88-2101			1	H14.8.1
21	大竹市斎場	広島県大竹市小方町小方68番地の4	0827-52-7111			3	S61.3.1
22	ひがしひろしま聖苑	広島県東広島市八本松町宗吉56番地	082-428-6663	082-428-6511		8	H4.4.1
23	黒瀬斎場	広島県東広島市黒瀬町津江575番地3				2	S54.4.25

広島県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
24	豊浄苑	広島県東広島市豊栄町清武2665番地				1	H13.10.1
25	河内斎場	広島県東広島市河内町小田1512番地				2	S62.4.1
26	安芸津斎場	広島県東広島市安芸津町風早29番地11				3	S61.3.15
27	廿日市市火葬場壘峯苑	広島県廿日市市宮内3993番地	0829-39-0265	0829-39-0265		4	H12.4.1
28	廿日市市火葬場西浄苑	広島県廿日市市吉和453番地2	0829-77-2114			1	S52.11.1
29	安芸高田市葬斎場「あじさい聖苑」	広島県安芸高田市吉田町多治比2914番地2	0826-47-1215			3	H25.3
30	安芸太田町火葬場「千風苑」	広島県山県郡安芸太田町大字土居字土居670-4	0826-28-2225	0826-28-2225		2	H21.1.16
31	北広島町火葬場慈光苑	広島県山県郡北広島町壬生字笹井河内606番地	0826-72-3221	0826-72-3221		2	H20.11.28
32	北広島町火葬場浄寿苑	広島県山県郡北広島町細見字野々谷145番地70	0826-35-0738			1	S51.3.31
33	北広島町火葬場光寿苑	広島県山県郡北広島町戸谷字矢長原731番地1	0826-83-0634			1	H9.12.31
34	火葬場「やすらぎ苑」	広島県世羅郡世羅町大字寺町146番地39	0847-22-2245	0847-22-2245		3	H2.8.13
35	火葬場「西和苑」	広島県世羅郡世羅町大字小国1086番地2	0847-37-1126	0847-37-1126		2	S49.3.7
36	神石高原町斎場やすらぎ苑	広島県神石郡神石高原町安田151番地	0847-82-0378	0847-82-0378		3	H9.6.3
37	広島市永安館	広島県広島市東区矢賀町官有無番地	082-289-1698	082-289-1698	hiroshima@aegis-group.co.jp	12	H7.4.1
38	広島市可部火葬場	広島県広島市安佐北区可部町大字下町屋字高松山	電話なし。 受付は五日市火葬場			2	S38.3.29
39	広島市五日市火葬場	広島県広島市佐伯区五日市町大字保井田字稗畑350-134	082-923-2942	082-923-2954		4	H14.11.11
40	広島市西風館	広島市安佐南区伴西二丁目7-1	082-848-8279	082-848-8280	qqeb8zv9@wish.ocn.ne.jp	10	H23.3.22
41	呉市斎場	広島県呉市焼山町字鍋土723	0823-33-2365	0823-33-2365		10	H18.4
42	福山市中央斎場	広島県福山市奈良津町一丁目17番1号	084-923-3659	084-921-5073		12	S59.3.31

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
竹原市	広島県竹原市中央五丁目1番35号	市民生活部まちづくり推進課	広島県竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-2279	0846-22-8579	machi@city.takehara.lg.jp
三原市	広島県三原市港町三丁目5番1号	生活環境部生活環境課	広島県三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6178	0848-67-6164	seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp
三原市	広島県三原市港町三丁目5番1号	生活環境部生活環境課、本郷支所地域振興課	広島県三原市本郷南六丁目3番10号	0848-67-6178、0848-67-6114		
尾道市	広島県尾道市久保一丁目15-1	市民生活部環境政策課	広島県尾道市久保一丁目15-1	0848-25-7430	0848-37-2740	kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp
尾道市	広島県尾道市久保一丁目15-1	市民生活部環境政策課	広島県尾道市久保一丁目15-1	0848-25-7430	0848-37-2740	kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp
尾道市	広島県尾道市久保一丁目15-1	市民生活部環境政策課	広島県尾道市久保一丁目15-1	0848-25-7430	0848-37-2740	kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp
尾道市	広島県尾道市久保一丁目15-1	市民生活部環境政策課	広島県尾道市久保一丁目15-1	0848-25-7430	0848-37-2740	kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp
尾道市	広島県尾道市久保一丁目15-1	市民生活部環境政策課	広島県尾道市久保一丁目15-1	0848-25-7430	0848-37-2740	kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp
府中市	広島県府中市府川町315	市民生活部保健課	広島県府中市広谷町919番地3	0847-47-1310	0847-47-1320	hoken@city.fuchu.hiroshima.jp
府中市	広島県府中市府川町315	市民生活部保健課	広島県府中市広谷町919番地3	0847-47-1310	0847-47-1320	hoken@city.fuchu.hiroshima.jp
三次市	広島県三次市十日市中二丁目8番1号	総合窓口センター環境政策課	広島県三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6136	0824-62-6397	kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
三次市	広島県三次市十日市中二丁目8番1号	総合窓口センター環境政策課	広島県三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6136	0824-62-6397	kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
三次市	広島県三次市十日市中二丁目8番1号	総合窓口センター環境政策課	広島県三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6136	0824-62-6397	kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10-1	市民生活課	広島県庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1154	0824-73-1247	simin-seikatsu@city.shobara.hiroshima.jp
大竹市	広島県大竹市小方1丁目11番1号	市民生活部環境整備課	広島県大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2154	0827-57-0880	kankyo@city.otake.hiroshima.jp
東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	生活環境部環境対策課	広島県東広島市西条栄町8番29号	082-420-0928	082-421-5601	hgh200928@city.higashihiroshima.hiroshima.jp
東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	黒瀬支所地域振興課	広島県東広島市黒瀬町丸山1333番地	0823-82-0216		

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	豊栄支所地域振興課	広島県東広島市豊栄町鍛冶屋963番地2	082-432-2563		
東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	河内支所地域振興課	広島県東広島市河内町中河内1166番地	082-437-1109		
東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	安芸津支所地域振興課	広島県東広島市安芸津町三津4398番地	0846-45-1102		
廿日市市	広島県廿日市市下平良一丁目11番1号	環境産業部環境政策課	広島県廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9132	0829-31-0999	kankyo@city.hatsukaichi.hiroshima.jp
廿日市市	広島県廿日市市下平良一丁目11番1号	吉和支所環境産業建設グループ	広島県廿日市市吉和3425番地1	0829-77-2114		
安芸高田市	広島県安芸高田市吉田町吉田791	市民部市民生活課	広島県安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-1126	0826-47-1206	shimin-seikatsu@city.akitakata.lg.jp
安芸太田町	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	安芸太田町住民生活課	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-2116		jumin01@akiota.jp
北広島町	広島県山県郡北広島町有田1234番地	町民課環境管理室	広島県山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1854	0826-72-5242	kankyo@town.kitahiroshima.lg.jp
北広島町	広島県山県郡北広島町有田1234番地	芸北支所自治振興課	広島県山県郡北広島町川小田75番地	050-5812-2110	0826-35-0386	
北広島町	広島県山県郡北広島町有田1234番地	豊平支所自治振興課	広島県山県郡北広島町戸谷1088番地1	050-5812-1122	0826-83-0566	
世羅三原斎場組合	広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1	世羅町環境整備課	広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1	0847-22-4513	0847-22-2768	kankyo@town.sera.hiroshima.jp
世羅三原斎場組合	広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1	世羅町環境整備課	広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1	0847-22-4513	0847-22-2768	kankyo@town.sera.hiroshima.jp
神石高原町	広島県神石郡神石高原町小島2025	環境衛生課	広島県神石郡神石高原町小島2025	0847-89-3336	0847-85-3394	jk-kankyo@town.jinsekikogen.hiroshima.jp
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	健康福祉局保健部環境衛生課	広島市中区富士見町11番27号	082-241-7451	082-241-2567	kankyo@city.hiroshima.lg.jp
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	健康福祉局保健部環境衛生課	広島市中区富士見町11番27号	082-241-7451	082-241-2567	kankyo@city.hiroshima.lg.jp
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	健康福祉局保健部環境衛生課	広島市中区富士見町11番27号	082-241-7451	082-241-2567	kankyo@city.hiroshima.lg.jp
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	健康福祉局保健部環境衛生課	広島市中区富士見町11番27号	082-241-7451	082-241-2567	kankyo@city.hiroshima.lg.jp
呉市	広島県呉市中央4丁目1番6号	環境部環境政策課	広島県呉市中央4丁目1番6号	0823-25-3298		kansei@city.kure.lg.jp
福山市	広島県福山市東桜町3番5号	市民局市民部市民相談課	広島県福山市東桜町3番5号	084-928-1069		shimin-soudan@city.fukuyama.hiroshima.jp

山口県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	大谷斎場	下関市藤ヶ谷町4番1号	083-231-6700	083-231-6755		12	H3.3.31
2	豊田火葬場	下関市豊田町大字八道316番地	083-766-2360			1	S43.8.30
3	豊浦斎場	下関市豊浦町大字小串字外無田117番地	083-774-0898			2	S59.3.20
4	豊北斎場	下関市豊北町大字滝部字石峠2241番地1	083-782-1060			2	H8.6.28
5	宇部市火葬場	宇部市大字川上字白石1010番地	0836-21-0260	0836-21-0269		7	S40.5.31
6	山口市仁保斎場	山口市仁保下郷35-1	083-929-0990	083-929-0973		5	H2.12
7	山口市嘉川斎場	山口市嘉川5500	083-989-4969	083-989-4979		4	S56.6
8	山口市徳地斎場	山口市徳地野谷32-5	0835-56-0690	0835-56-0690		2	H17
9	山口市阿東火葬場	山口市阿東地福下2112	083-952-0817	083-952-0817		1	H6
10	萩やすらぎ苑斎場	萩市大字椿東6210番地1	0838-24-1100	0838-24-1100		4	H10.3
11	田万川火葬場	萩市大字上田万2036番地1	0838-24-1100	0838-24-1100		2	H3.3
12	須佐火葬場	萩市大字須佐898番地6	0838-24-1100	0838-24-1100		2	H13.3
13	見島火葬場	萩市見島1016番地8	0838-23-3311	0838-23-3313		1	H5.2
14	防府市斎場「悠久苑」	防府市大字高井1224番地の1	0835-21-4900	0835-22-0816		7	H15.3.31
15	御屋敷山斎場	下松市大字西豊井154-2	0833-41-3842	0833-43-3444		10	S46.6
16	岩国斎場	岩国市川西四丁目10番55号	0827-41-1061	0827-41-1061	shajjo@city.iwakuni.lg.jp	5	S58.4
17	ゆうらく苑	岩国市由宇町1980番地2	0827-63-3336			2	H8.4
18	玖珂斎場	岩国市玖珂町大浴2193番地3	0827-82-5160			2	H17.9
19	周東斎場	岩国市周東町上須通203番地	0827-84-1301			2	S62.6
20	美川斎場	岩国市美川町小川1358番地2	0827-76-0249			2	H7.2
21	美和斎場	岩国市美和町1234番地1				2	S52.9
22	錦斎場	岩国市錦町中ノ瀬520番地1	0827-73-0250			2	H10.2
23	柳井市斎苑	柳井市新庄689-1	0820-24-0210	0820-24-0260		3	H10.3
24	美祢市船窪山斎場	美祢市美東町大田1265番地4	08396-2-0488	08396-2-0488		2	S48.4
25	美祢市斎場「ゆうすげ苑」	美祢市大嶺町東分3055番地1	0837-53-0649	0837-53-0649		3	H18.4
26	新南陽斎場	周南市大字米光2185番地	0834-67-2950	0834-67-2960		3	H5.7

山口県

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
27	鹿野斎場	周南市大字鹿野上3456番地	0834-68-2055			1	H8.2
28	山陽小野田市小野田斎場	山陽小野田市大字小野田7140番地	0836-83-2889	0836-39-5121		3	S55.1
29	山陽小野田市山陽斎場	山陽小野田市大字厚狭26番地の5	0836-72-0575	0836-72-0575		3	S55.5
30	大島斎場	大島郡周防大島町大字西三蒲245番地	0820-74-3002			2	H19.4
31	橘斎場	大島郡周防大島町大字土居194番地	0820-77-1633			2	H6.11
32	和木町斎場	玖珂郡和木町大字瀬田字道海151番地の1	0827-53-6872	0827-53-6872		2	S60.2
33	上関町斎苑	熊毛郡上関町大字室津583-1	0820-62-1492			2	H7.4
34	田布施・平生合同斎苑	熊毛郡田布施町楠1番地	0820-51-1010	0820-51-1011	yunankankyo@s teller.meon.ne.jp	3	H16.4.1

設置主体		火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
下関市	下関市南部町1-1	下関市保健部総務課	下関市南部町1-1	083-231-1520	083-235-3901	hksomuka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
下関市	下関市南部町1-1	下関市豊田総合支所市民生活課	下関市豊田町大字殿敷1918-1	083-766-2187	083-766-0522	ttkenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
下関市	下関市南部町1-1	下関市豊浦総合支所市民生活課	下関市豊浦町大字川棚6895-1	083-772-4017	083-774-1709	tukenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
下関市	下関市南部町1-1	下関市豊北総合支所市民生活課	下関市豊北町大字滝部3140-1	083-782-1925	083-782-1549	hhkenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
宇部市	宇部市常盤町一丁目7番1号	宇部市市民環境部生活衛生課	宇部市常盤町一丁目7番1号	0836-34-8252	0836-22-6016	seikatueisei@city.ube.yamaguchi.jp
山口市	山口市亀山町2-1	山口市生活安全課	山口市亀山町2-1	083-934-2986	083-934-2644	seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp
山口市	山口市亀山町2-1	山口市生活安全課	山口市亀山町2-1	083-934-2986	083-934-2644	seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp
山口市	山口市亀山町2-1	山口市生活安全課	山口市亀山町2-1	083-934-2986	083-934-2644	seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp
山口市	山口市亀山町2-1	山口市生活安全課	山口市亀山町2-1	083-934-2986	083-934-2644	seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp
萩市	萩市大字江向510番地	萩市環境衛生課	萩市大字江向510番地	0838-25-3661	0838-25-3591	kanky@city.hagi.lg.jp
萩市	萩市大字江向510番地	萩市環境衛生課	萩市大字江向510番地	0838-25-3661	0838-25-3591	kanky@city.hagi.lg.jp
萩市	萩市大字江向510番地	萩市環境衛生課	萩市大字江向510番地	0838-25-3661	0838-25-3591	kanky@city.hagi.lg.jp
萩市	萩市大字江向510番地	萩市見島支所	萩市見島326番地12	0838-23-3311	0838-23-3313	
防府市	防府市寿町7番1号	防府市クリーンセンター	防府市大字新田364番地	0835-22-4742	0835-24-4389	clean@city.hofu.yamaguchi.jp
周南地区衛生施設組合	下松市大字河内340	周南地区衛生施設組合総務課	下松市大字河内340	0833-43-2636	0833-41-1710	soumu@shueishi.or.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
岩国市	岩国市今津町一丁目14番51号	岩国市環境保全課	岩国市今津町一丁目14番51号	0827-29-5100	0827-22-2866	kanhozen@city.iwakuni.lg.jp
柳井市	柳井市南町一丁目10-2	柳井市市民生活課	柳井市南町一丁目10-2	0820-22-2111	0820-23-7566	shiminseikatsu@city.yanai.lg.jp
美祿市	美祿市大嶺町東分326-1	美祿市生活環境課	美祿市大嶺町東分345-1	0837-53-1090	0837-53-1099	kanky@city.mine.lg.jp
美祿市	美祿市大嶺町東分326-1	美祿市生活環境課	美祿市大嶺町東分345-1	0837-53-1090	0837-53-1099	kanky@city.mine.lg.jp
周南市	周南市岐山通1丁目1番地	周南市環境政策課	周南市岐山通1丁目1番地	0834-22-8322	0834-22-8325	kankyo@city.shunan.lg.jp

設 置 主 体		火 葬 場 担 当 部 署				
名 称	住 所	名 称	住 所	電 話 番 号	FAX番号	E-mail
周南市	周南市岐山通1丁目1番地	周南市環境政策課	周南市岐山通1丁目1番地	0834-22-8322	0834-22-8325	kankyo@city.shunan.lg.jp
山陽小野田市	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	山陽小野田市環境課生活衛生係	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	0836-82-1143	0836-83-2604	kankyo@city.sanyo-onoda.lg.jp
山陽小野田市	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	山陽小野田市環境課生活衛生係	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	0836-82-1143	0836-83-2604	kankyo@city.sanyo-onoda.lg.jp
周防大島町	大島郡周防大島町大字小松126番地2	周防大島町環境生活部生活衛生課	大島郡周防大島町大字久賀4799番地1	0820-79-1010	0820-79-1013	seikatsu@town.suo-oshima.lg.jp
周防大島町	大島郡周防大島町大字小松126番地2	周防大島町環境生活部生活衛生課	大島郡周防大島町大字久賀4799番地1	0820-79-1010	0820-79-1013	seikatsu@town.suo-oshima.lg.jp
和木町	玖珂郡和木町和木1-1-1	和木町住民サービス課	玖珂郡和木町和木1-1-1	0827-52-2194	0827-52-7277	jumin@town.waki.lg.jp
上関町	熊毛郡上関町大字長島503	上関町生活環境課	熊毛郡上関町大字長島503	0820-62-0314	0820-62-0103	kankyou@town.kaminoseki.lg.jp
熊南総合事務組合	熊毛郡平生町曾根433-3	熊南総合事務組合	熊毛郡平生町曾根433-3	0820-57-0530	0820-56-1556	yunankankyoeiseikumiai@town.tabuse.lg.jp